

泉崎村

こども計画

〔令和7年度～令和11年度〕



令和7年3月

泉崎村

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象	3
5 計画の策定体制	3
第2章 こども・若者、子育てを取り巻く現状	4
1 人口・世帯の状況	4
2 婚姻・出生等の状況	6
3 就業等の状況	7
4 こども・若者、子育てに関する現状と意向	9
5 アンケート調査結果の概要	12
6 課題の整理	24
第3章 計画の基本的な考え方	25
1 基本理念	25
2 基本視点	25
3 基本目標	26
4 施策体系	27
第4章 基本計画	28
基本目標1：こども育成支援の充実	28
基本目標2：地域ぐるみで子育てを支える体制の充実	37
基本目標3：きめ細かな配慮を必要とするこども・若者の支援	40
第5章 子ども・子育て支援事業計画	48
1 基本方針	48
2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保対策	49
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保対策	52
4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	60
第6章 計画の推進	61
1 推進方策	61
2 進捗管理体制	61
資料編	62
1 泉崎村こども施策審議会条例	62
2 泉崎村こども施策審議会委員名簿	64
3 策定経過	64

本書では「こども」の表記について、こども基本法の考え方を踏まえ、特別な場合を除いて、ひらがな表記とします。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国では平成2年の1.57ショックを契機に、少子化問題が取り上げられるようになり、様々な取組が行われてきましたが、人口減少、少子高齢化が進んでおり、年少人口、生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加が続いています。出生数も減少しており、令和4年に80万人を下回り、令和5年は76万人を下回り、コロナ禍を経て人口減少が一段と進んでおり、令和5年の合計特殊出生率も1.20に低下しています。このような状況下で、地域、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育てを理解して応援できる社会に変えていくことが重要であり、その推進には社会全体の意識改革が求められています。

このようなことから、国では令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を決定し、少子化対策をさらに積極的に推進するため、次代の社会を担うこども・若者・子育て家庭などが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに対する取組・政策をわが国社会のまんなかに位置づけて（「こどもまんなか社会」）、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることとしています。そして、令和5年6月にこども家庭庁が発足し、同年12月にこども施策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。こども大綱では、全てのこども・若者が生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指しています。

一方で、こども・若者を取り巻く環境は大きく変化しており、変化の影響を受けて多様な困難や新たな課題に対応できずに、生きづらさを抱えたこども・若者が増えていっているといわれており、様々な課題がコロナ禍も影響し、深刻化・長期化しています。こどもと家庭を取り巻く環境における課題への対策が急務となっています。

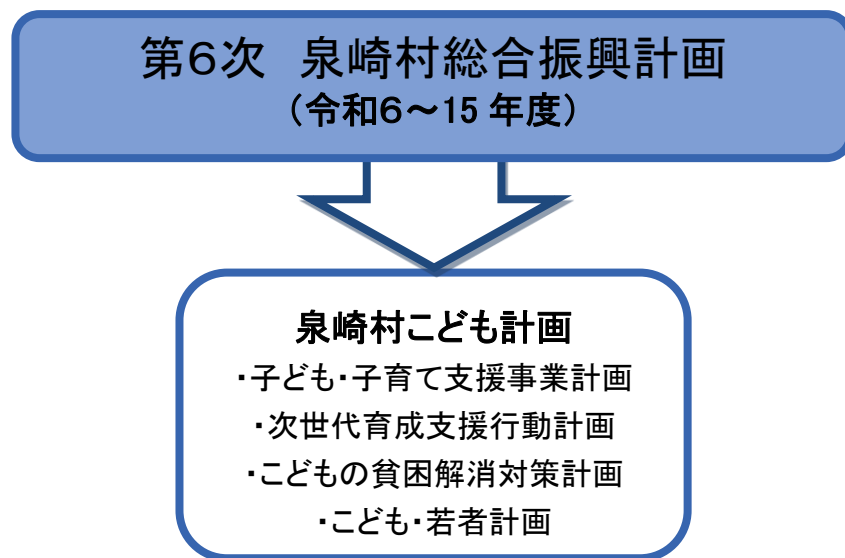
泉崎村の次世代を担うこどもたちが健やかにのびのびと育っていくために、全てのこども、全ての子育ての段階に応じた子育て支援の総合的な取組を推進するため、本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条で規定されている自治体こども計画に位置づけるとともに、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法（令和6年6月改正）に基づくこどもの貧困解消対策推進計画及び子ども・若者育成支援推進法に基づくこども・若者計画を内包した、こども施策の総合的な計画と位置づけます。

また、本計画は村の総合振興計画の下に推進するものであり、本計画の策定及び実施にあたっては、計画内容の点検・見直しを行いながら、子育て支援、学校教育、社会福祉等の関連分野の施策との調和を図ります。

本計画の位置づけ



3 計画の期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。定期的に点検をしながら推進します。

計画期間

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期子ども・子育て支援事業計画									
					こども計画 (子ども・子育て支援事業計画、こども・若者育成支援推進計画、次世代育成支援行動計画、こどもの貧困解消対策推進計画)				

4 計画の対象

本計画は、全てのこどもとその家庭、地域、事業所、行政等全ての個人及び団体が対象となります。

こども基本法では、「こども」を年齢で区切ることなく、“心身の発達の過程にある者”と定義されています。これを踏まえ、本計画の対象はこども（18歳未満）及び若者（概ね30歳まで、取組によっては39歳までを含む）を範囲とします。なお、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業のサービス対象者は、主に小学生以下の児童（取組によっては18歳未満）とその家族となります。

5 計画の策定体制

こどものための施策を推進するにあたり、子ども・子育て支援法に基づいた「泉崎村子ども・子育て会議」を設置していました。しかし、令和5年4月に施行された「こども基本法」における「こども施策」には、従来の支援法には含まれないこどもの貧困対策や、成人を含む若者に対する支援等も含まれていることから、これらの施策に関しても調査・審議ができるように「泉崎村こども施策審議会条例」を令和6年12月議会にて制定し、同条例に基づく「泉崎村こども施策審議会」を設置しました。

計画の基本理念の実現を目指すためには、村民一人ひとりが、子育てと子育て支援の重要性を共有し、これに関する取組を実践し継続していくことが欠かせません。そのため、本計画について、関係機関・団体等への配布やホームページ等での内容公表・紹介などに努めます。

こども・子育てに関わる施策は、福祉分野だけでなく、保健・医療・教育など、多岐の分野にわたっています。このため、民生・児童委員、自治会等の地域組織や関係機関と連携を図りながら、協働に基づく子育て支援に努めます。

国や県とも連携して、施策の推進にあたります。

そして、定期的に施策の進捗状況を点検し、こども施策審議会に報告し、計画的な推進を図ります。

第2章 こども・若者、子育てを取り巻く現状

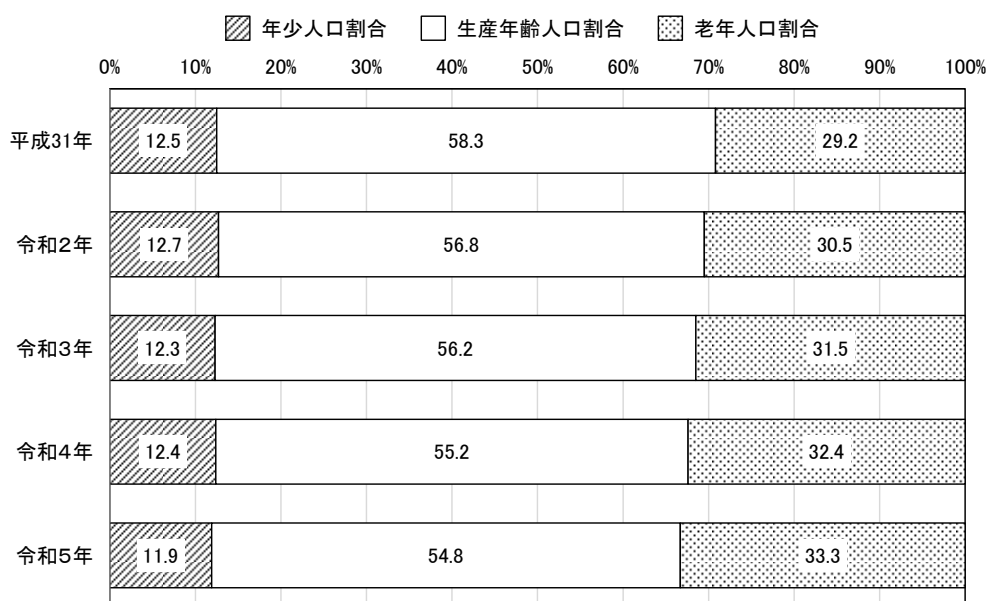
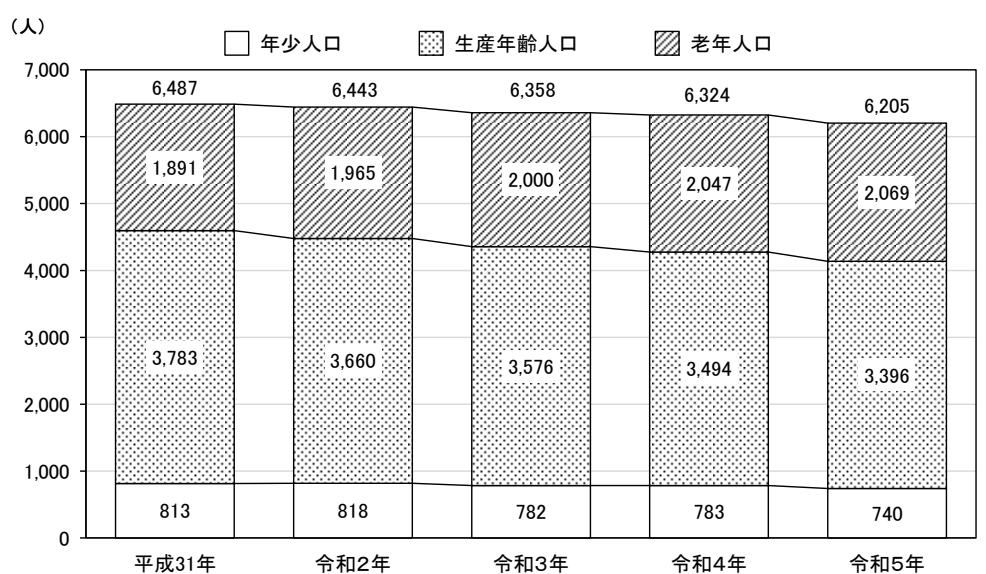
1 人口・世帯の状況

(1) 総人口

総人口は、平成31年の6,487人から令和5年は6,205人と減少しています。年少人口は減少傾向にあり、平成31年の813人から、令和5年は740人となっています。

人口構成は、年少人口割合は令和4年までは12%以上で推移していましたが、令和5年には12%を下回り11.9%となっています。

人口の推移(各年1月1日現在)



出典: 住民基本台帳

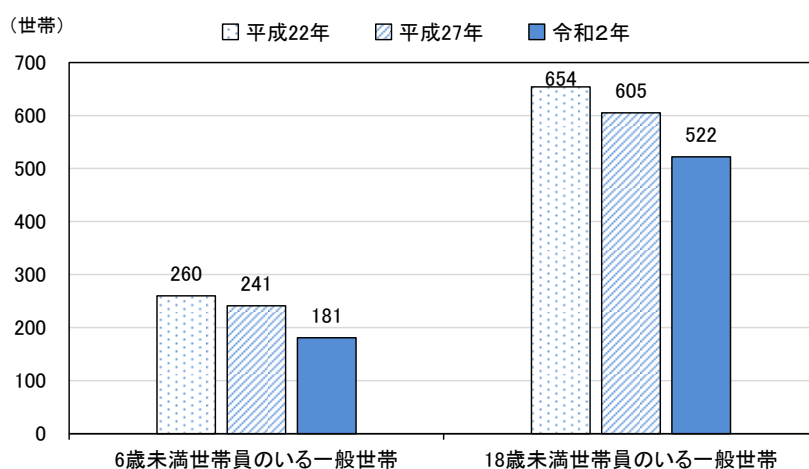
(2) 世帯数・世帯構成

18歳未満の子どものいる世帯数は、平成22年の654世帯から令和2年には522世帯と、約20.2%の減少となっています。6歳未満の子どものいる世帯は、平成22年の260世帯から令和2年には181世帯と、約30.4%の減少となっています。

18歳未満の子どものいる世帯の世帯構成は、「両親と子ども」の世帯が平成27年の43.1%から令和2年の46.9%に微増し、「両親と子どもと祖父母・他の親族を含む同居世帯」は平成27年の44.0%から令和2年の40.2%に微減しています。

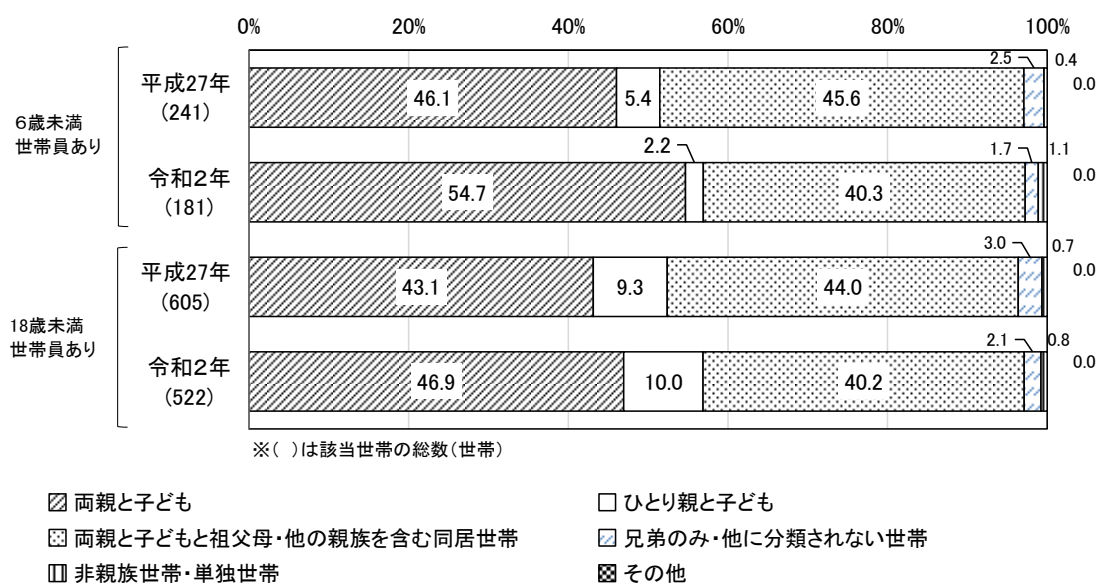
また、令和2年の「ひとり親と子ども」の世帯は、18歳未満の子どものいる世帯では10.0%となっています。

子どものいる世帯数(各年 10月1日現在)



出典: 国勢調査

子どものいる世帯の世帯構成(各年 10月1日現在)

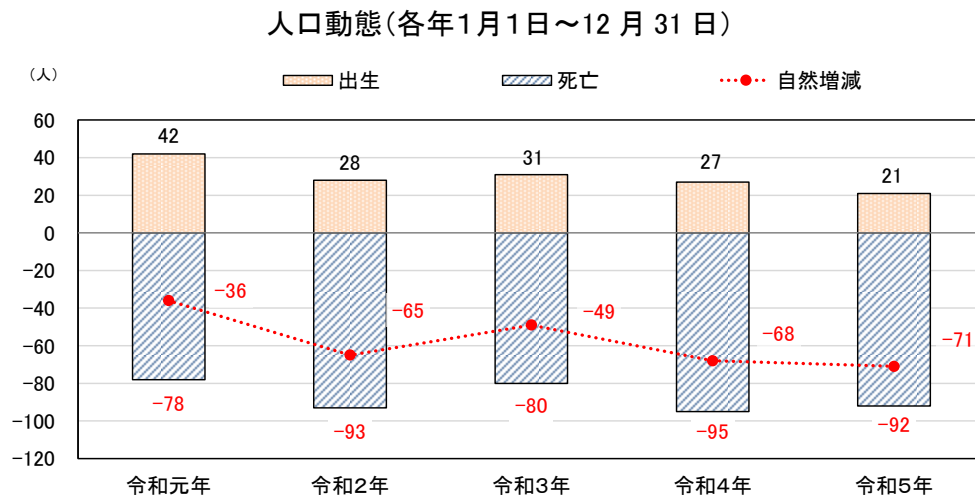


出典: 国勢調査

2 婚姻・出生等の状況

(1) 人口動態

人口動態は、令和5年は71人の自然減となっています。出生数は減少傾向にあり、令和5年は21人となっています。死亡数は近年微増しており、令和5年は92人となっています。

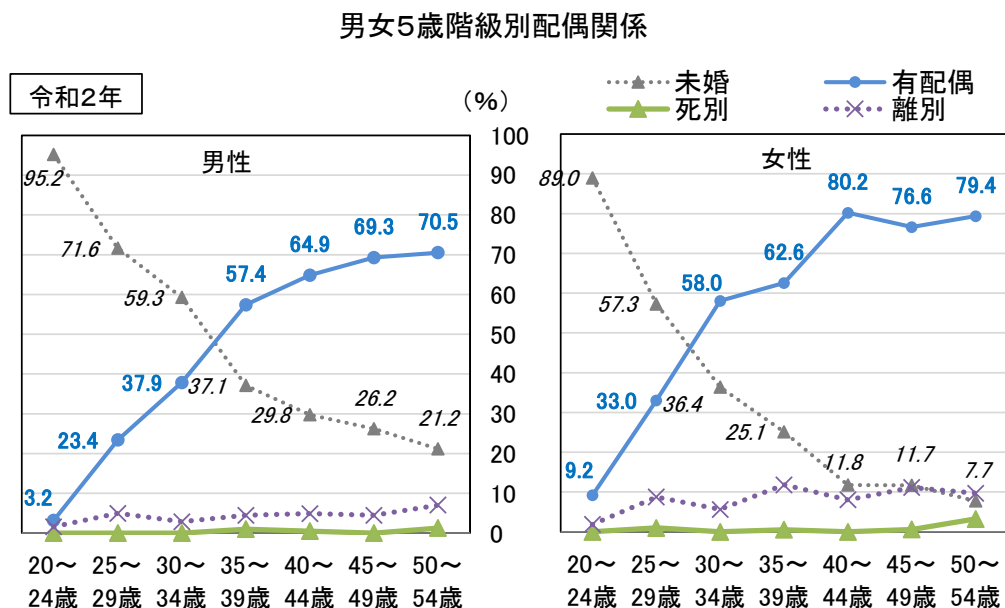


出典:総務省人口動態調査

(2) 有配偶状況

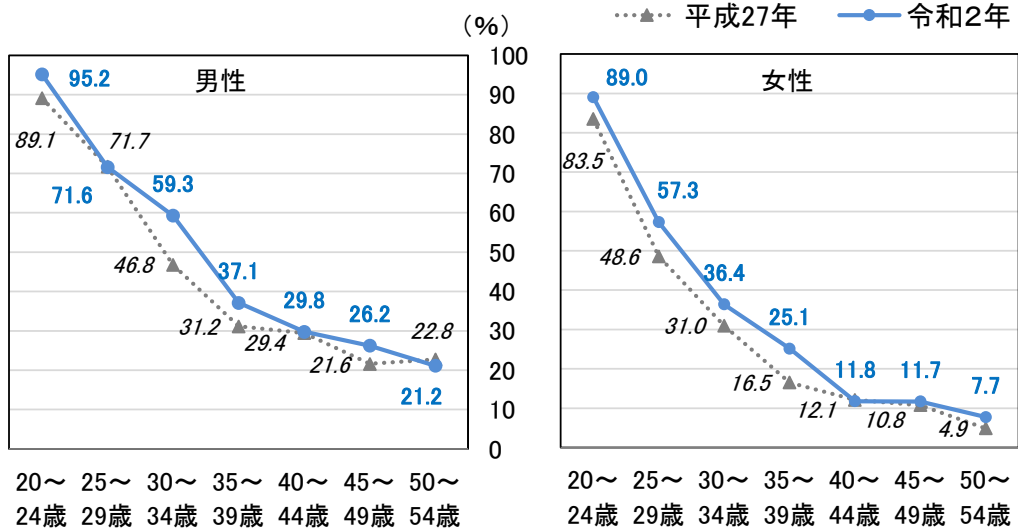
令和2年の婚姻状況は、男性は30代後半、女性は30代前半で未婚率と有配偶率が逆転します。有配偶率は、全ての年代で女性が男性を上回っています。

また、未婚率は、男性、女性ともにほとんどの年代で平成27年より令和2年は高くなっています。



出典:国勢調査

男女5歳階級別未婚率の推移

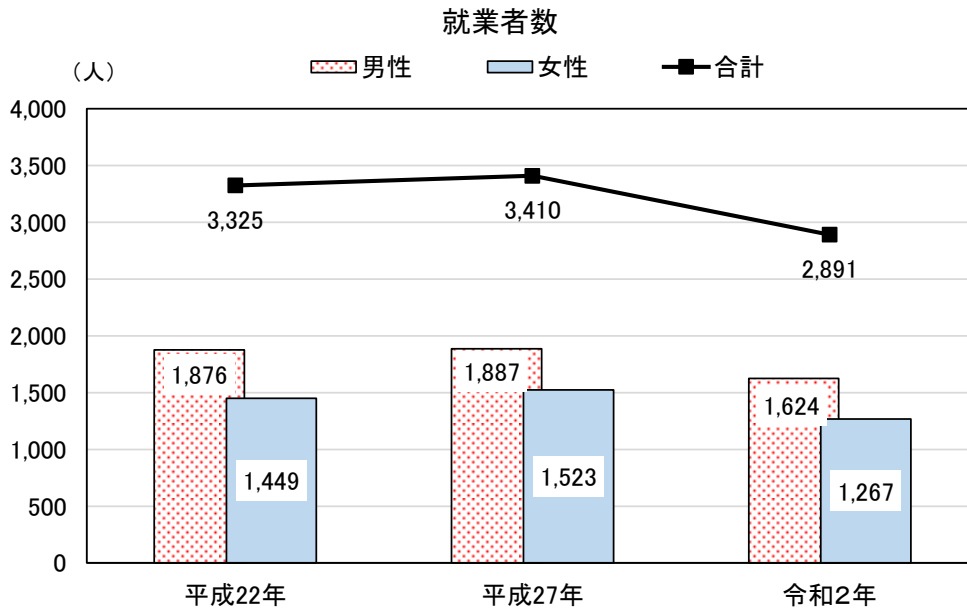


出典: 国勢調査

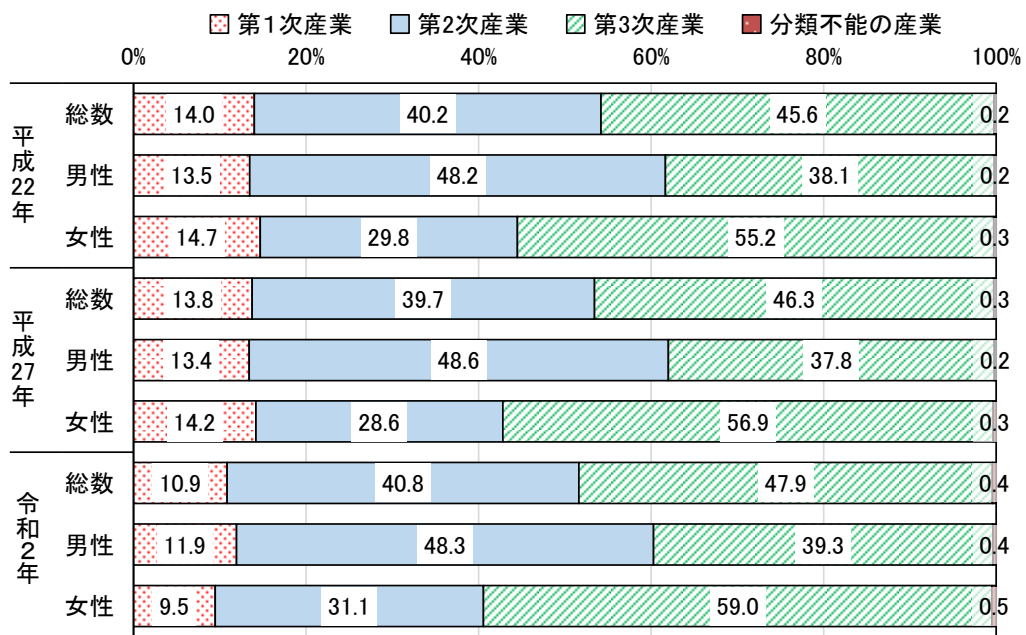
3 就業等の状況

就業者数は平成22年の3,325人から平成27年には3,410人に増加したものの、令和2年には2,891人に減少しています。

産業別では、男性は第2次産業の割合が最も高く、女性は第3次産業の割合が最も高くなっています。



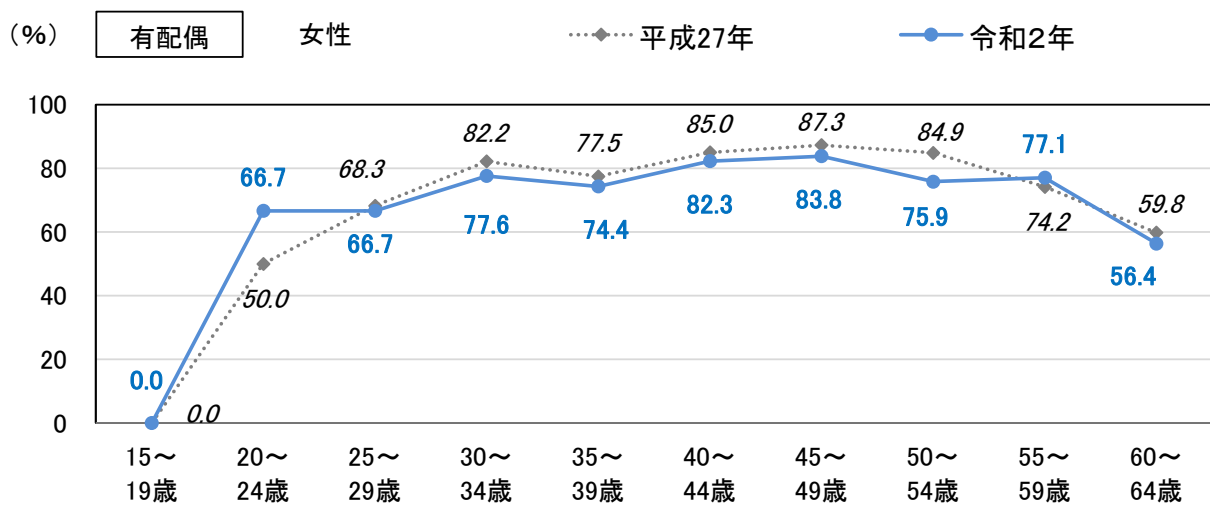
出典: 国勢調査



出典: 国勢調査

既婚女性の就業率は、20～24歳と55～59歳のみ令和2年で高くなっており、特に20～24歳で平成27年より16.7ポイント高くなっています。

既婚女性の就業率の推移



出典: 国勢調査

4 こども・若者、子育てに関する現状と意向

(1) こどもの居住状況

本村のこどもの人数は減少しており、令和2年の998人から、令和6年は909人となっています。

こどもの居住状況(各年4月1日現在)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
未就学児童	250	249	232	223	222
小学生	372	346	341	339	323
中学生	189	195	198	176	176
高校生年代	187	161	170	183	188
合計	998	951	941	921	909

(人)

出典:住民基本台帳

(2) 保育所・幼稚園等の状況

村内には泉崎保育所と村立泉崎幼稚園があり、0～2歳は保育所、3～5歳は幼稚園に通っています。幼稚園では預かり保育を平成16年より保育終了後の18時30分まで行っています。

泉崎保育所の保育時間は原則として午前8時から午後4時までの8時間を基本とし、午前7時30分から午後6時30分まで保育時間を延長して保育を行っています。

保育所通所児数(各年4月1日現在)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
定員数	人	60	60	60	60	60
入所者数	人	66	66	61	61	58
	0歳	9	7	8	2	4
	1歳	31	28	23	30	24
	2歳	26	31	30	29	30

幼稚園児数(各年4月1日現在)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
定員数	人	280	280	280	280	280
園児数	人	141	143	129	126	135
	3歳	41	42	42	42	41
	4歳	58	42	41	43	46
	5歳	42	59	46	41	48

幼稚園 預かり保育登録園児数(各年4月1日現在)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
登録園児数	人	84	100	96	78	97
	3歳	27	29	34	25	34
	4歳	32	35	27	30	26
	5歳	25	36	35	23	37

児童クラブ登録児数(各年4月1日現在)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
登録児数合計	人	160	156	163	158	148
第一児童クラブ	1年	22	22	18	14	16
	2年	27	28	16	19	15
	3年	22	21	18	15	20
	4年	13	14	19	12	14
	5年	15	11	18	15	13
	6年	4	5	6	15	10
	計	103	101	95	90	88
第二児童クラブ	1年	21	25	16	15	10
	2年	13	11	13	19	16
	3年	7	7	21	11	15
	4年	11	10	6	15	10
	5年	4	1	6	4	8
	6年	1	1	6	4	1
	計	57	55	68	68	60

(3) 小・中学校の状況

令和6年の小中学校の在校生数は、泉崎第一小学校は189人、泉崎第二小学校は136人、泉崎中学校は173人となっています。

村立小学校、中学校在校生数(各年4月1日現在)

(人)

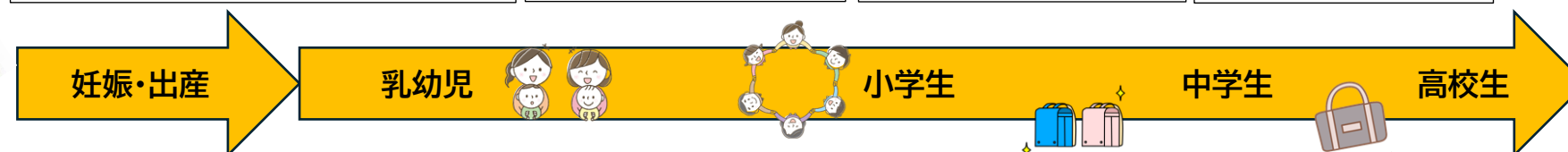
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
泉崎第一小学校	208	203	200	189
泉崎第二小学校	139	135	139	136
泉崎中学校	193	196	177	173

(4) 泉崎村子ども応援事業

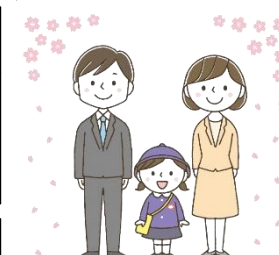
泉崎村では、安心してこどもを育てることができる環境を充実させるために、下記の事業に取り組んでいます。

泉崎村子ども応援事業の概要

妊産婦健康診査 妊娠中15回、産後2回分の受診票を母子健康手帳交付時に配布	こども医療費助成 幼児から高校生まで医療費が無料	こんにちは赤ちゃん訪問 4か月未満の乳児がいる家庭を保健師が訪問し、子育てに関する不安や悩みにお答えします。	英語・数学・漢字検定料無料 検定受講料を全額補助	中学生放課後学習開催 学習支援として、塾講師による英語・数学の放課後学習を開催
妊婦のための支援給付事業 1回目：妊婦支援給付認定後(妊娠届出後)に5万円を支給 2回目：胎児の数の届出後(出産予定日の8週間前の日以降)に「5万円×胎児の数」で給付金を支給		産後ケア事業 産後の育児等に不安がある方に対して、助産所で宿泊又は日帰りで母子のケアや授乳指導が受けられます。	育英基金 経済的な理由で就学が困難である村出身の生徒又は学生に対して就学資金を貸与	要保護・準要保護児童生徒就学援助 就学援助認定世帯に対し、学用品費・新入学用品費・通学用品費・校外活動費・修学旅行費を支給
			特別支援教育就学奨励 特別支援学級の児童生徒、就学のための必要な経費の一部を支給	



出産祝品贈呈 第1子 10万円 第2子 20万円 第3子 30万円 第4子 40万円 第5子以降 50万円 を祝品として贈呈	家庭保育支援 保育所を利用せず家庭で保育している3歳まで第2子以降の子どもがいる世帯に一人あたり5千円を支給	第2子以降保育料減免 村内在住で、村内の保育所に入所している第2子以降の保育料を減免	新幼稚園児祝品贈呈 通園用かばんを贈呈	新小学1年生ランドセル贈呈 自分で選んだランドセルを贈呈	新中学1年生祝品贈呈 通学用サブバックとヘルメット贈呈
			給食費無料 幼稚園から中学校まで無料	障がい児通所支援 手帳の有無に関わらず、身体、知的又は精神障がいのある児童に対して、児童発達支援、放課後等デイサービス等支援	



5 アンケート調査結果の概要

(1) 調査概要

本計画の策定にあたり、子育て家庭と子ども本人の生活状況を統計的に把握するとともに、子育て支援施策等に対する意見や要望を聞き、計画に反映するため、調査を実施しました。

■令和5年度泉崎村子ども・子育て実態調査

調査対象と調査方法

対 象	調査方法	調査期間
小学生以下のこどものいる全 336 世帯(保護者)	世帯主宛に郵送配布・回収	令和6年2月16日(金)から3月1日(金)まで

回収状況

配布数	336 世帯
回答数	178 票
回答率	53.0%

■第1期泉崎村こども計画策定のための子育て家庭と子どもの生活状況等アンケート調査

調査対象と調査方法

対 象	調査方法	調査期間
中学生保護者	学校で配布・回収	令和6年7月9日(火)から7月22日(月)まで
高校生保護者	郵送により配布・回収	
小学生(5・6年生)	学校で配布・回収	
中学生	学校で配布・回収	
高校生等	郵送により配布・回収	

回収状況

	中学生 保護者	高校生 保護者	小学生	中学生	高校生等
配布数	180 件	180 件	140 件	180 件	180 件
回答数	98 件	32 件	127 件	97 件	30 件
回答率	54.4%	17.8%	90.7%	53.9%	16.7%

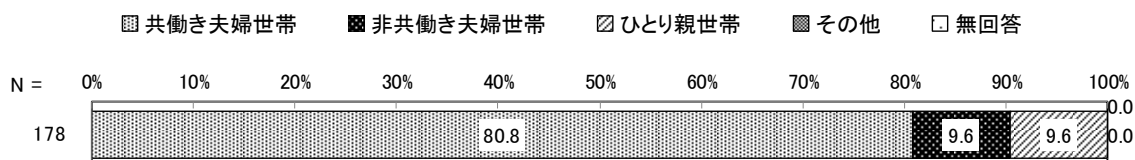
(2) アンケート結果

■世帯状況

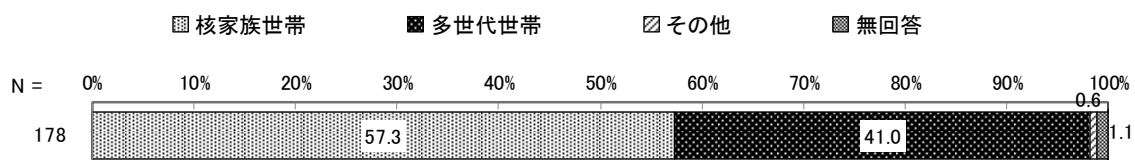
小学生以下の児童保護者では、「共働き夫婦家庭」が80.8%と多く、「非共働き夫婦家庭」と「ひとり親世帯」がともに9.6%となっています。

家族構成は、「核家族世帯」が57.3%、「多世代世帯」が41.0%となっています。

家庭区分[%]



家族構成[%]

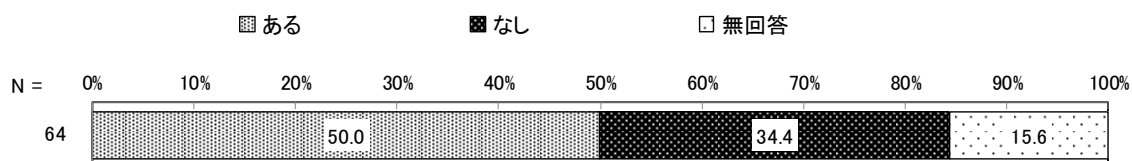


■保育所の利用状況と利用希望

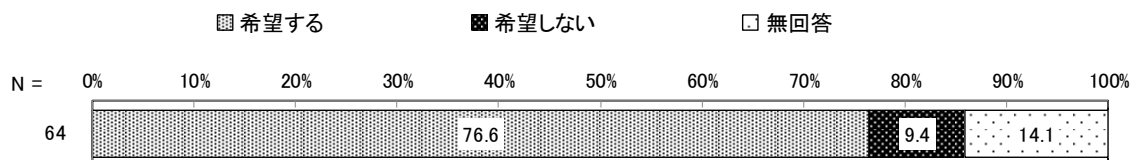
0～2歳の就学前児童保護者では、保育所の利用は「ある」が50.0%、「なし」が34.4%となっています。

今後の利用希望は、「希望する」が76.6%、「希望しない」が9.4%となっており、利用希望が高まっています。

保育所の利用状況[%]



保育所の保育ニーズ[%]



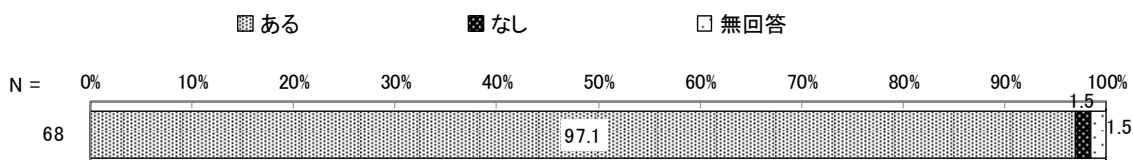
■幼稚園の利用状況と利用希望

3～5歳の就学前児童保護者では、幼稚園の利用が「ある」が97.1%と大半を占めています。

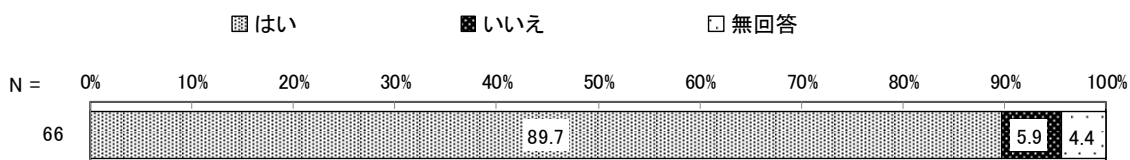
今後の利用希望は、「はい」が89.7%、「いいえ」が5.9%となっています。

預かり保育の利用は「ある」が74.2%で、希望は82.0%と多くなっています。

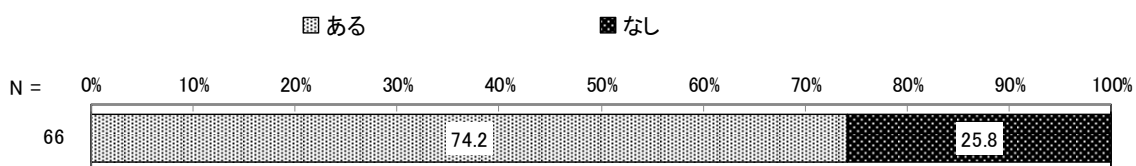
幼稚園の利用状況[%]



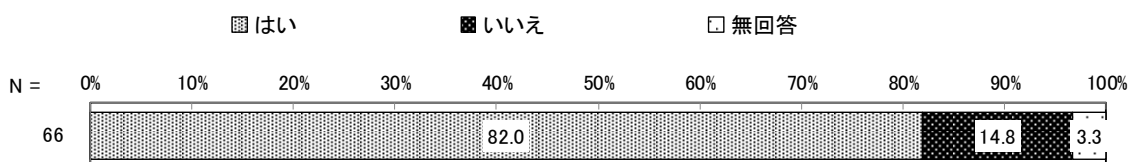
幼稚園の利用希望[%]



預かり保育の利用状況[%]



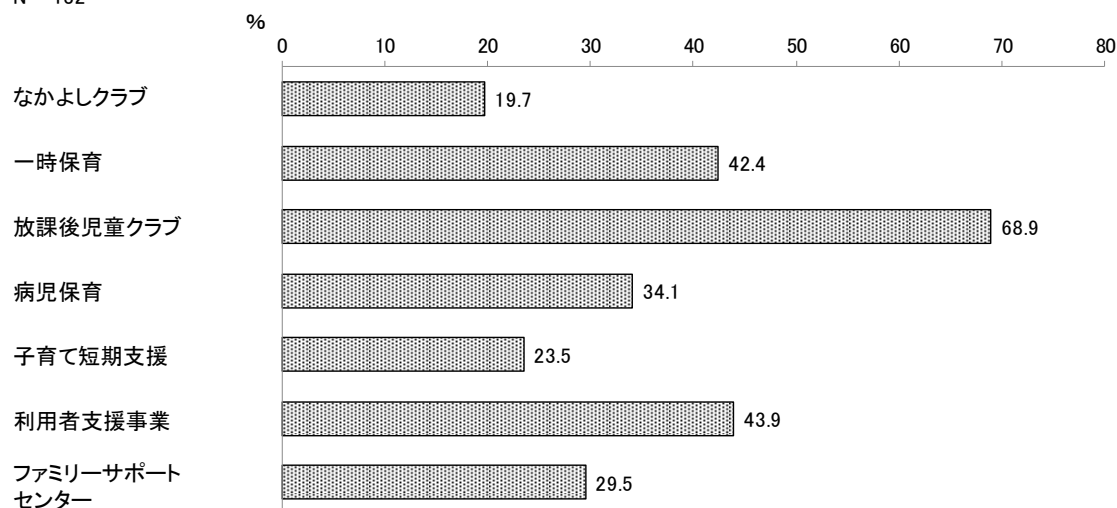
預かり保育の希望[%]



■地域子ども・子育て支援事業の利用希望

地域子ども・子育て支援事業の利用希望は、「放課後児童クラブ」が68.9%と最も多く、「利用者支援事業」が43.9%、「一時保育」が42.4%となっています。

地域子ども・子育て支援事業の利用希望
N = 132

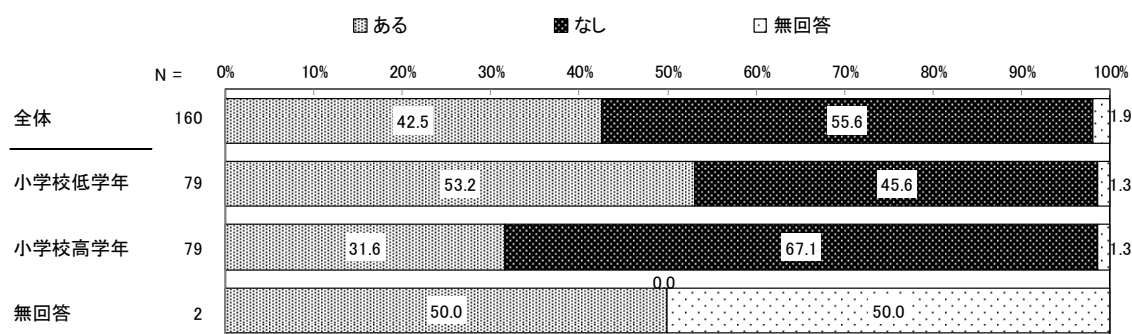


■放課後児童クラブの利用状況と利用希望

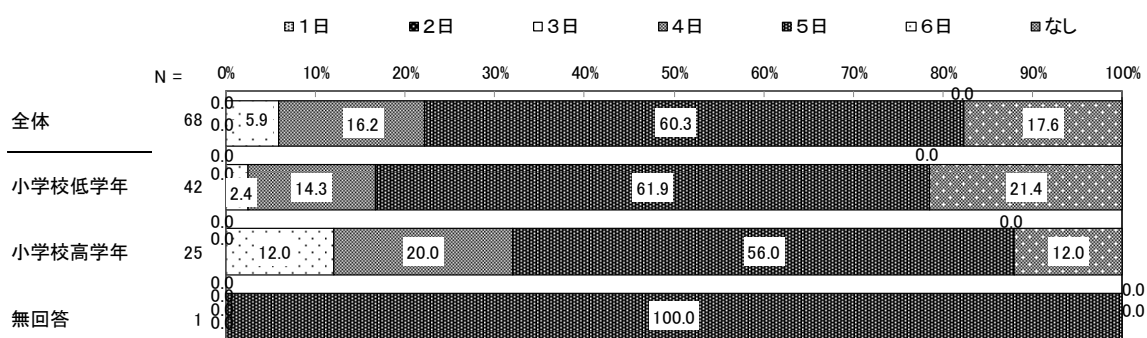
小学生の放課後児童クラブの利用状況は、全体で42.5%、低学年が53.2%、高学年が31.6%となっています。長期休業中の利用状況は、「なし」が17.6%と、利用している割合は82.4%となっています。

今後の利用希望は、低学年が62.0%と多く、高学年は27.8%となっています。長期休業中の利用希望「なし」が20.5%で、利用希望が「ある」は79.5%となっています。

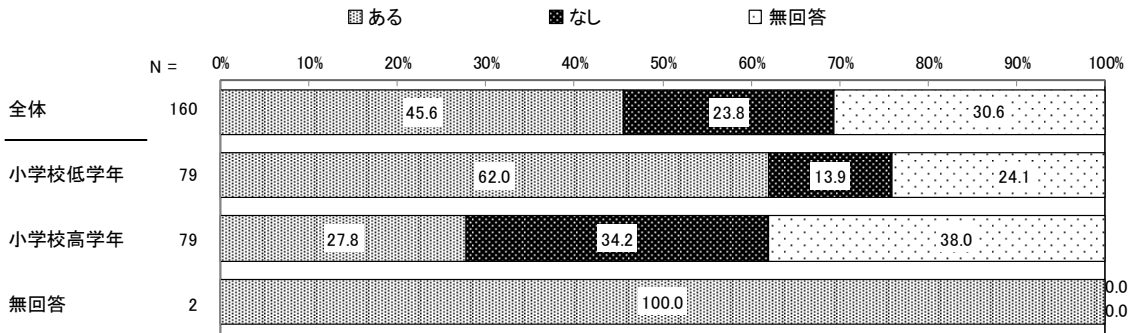
放課後児童クラブの利用有無[%]



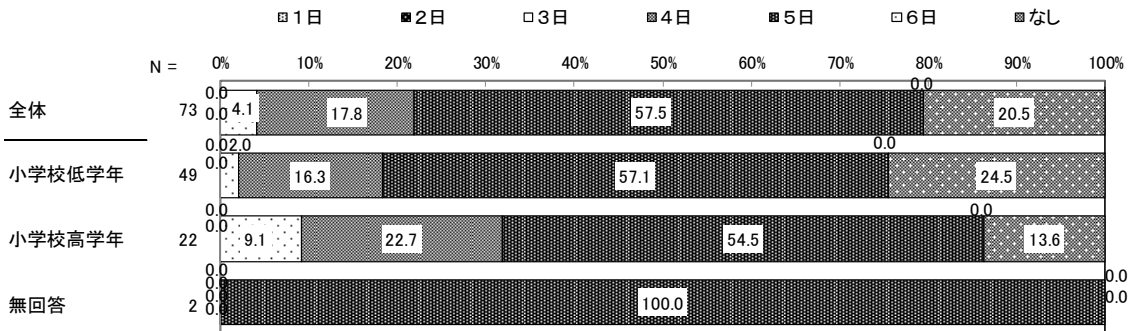
放課後児童クラブの長期休業中の利用状況[%]



放課後児童クラブの利用希望[%]



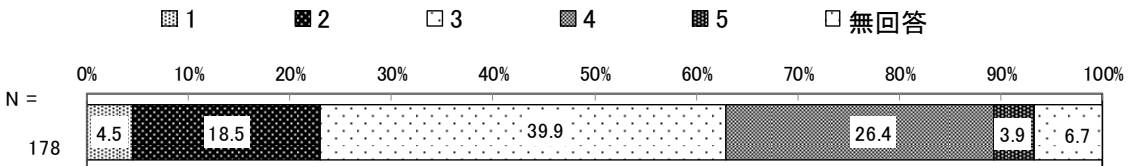
放課後児童クラブの長期休業中の利用希望[%]



■子育て環境の評価

就学前児童・小学生低学年児童の保護者の村の子育て環境の評価では「3」が最も多く、39.9%となっています。ポイントによる集計では3.07となっています。

子育て環境の評価[%]

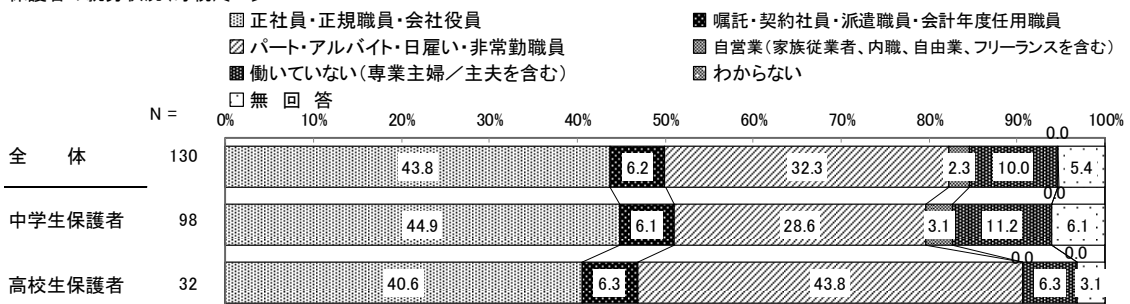


■中高生保護者の就労状況

中高生の母親の就労状況は、「正社員・正規職員・会社役員」が43.8%と多く、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が32.3%、「働いていない（専業主婦／主夫を含む）」が10.0%です。

高校生保護者で「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が43.8%となっています。

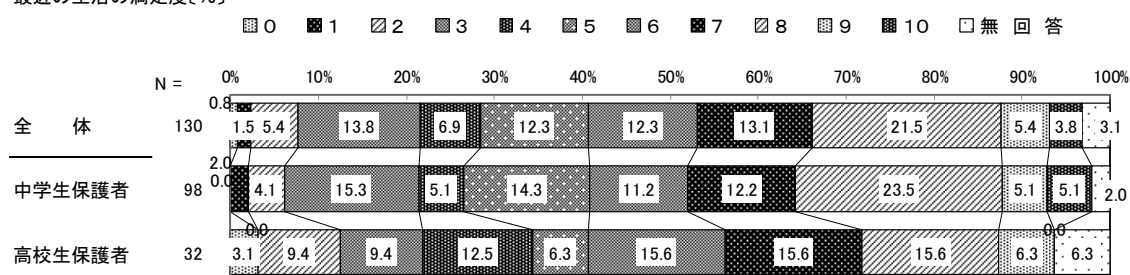
保護者の就労状況(母親)[%]



■最近の生活の満足度

中高生保護者の生活の満足度では、全体で「8」が21.5%と多く、「3」が13.8%、「7」が13.1%、「5」と「6」がともに12.3%となっています。

最近の生活の満足度〔%〕



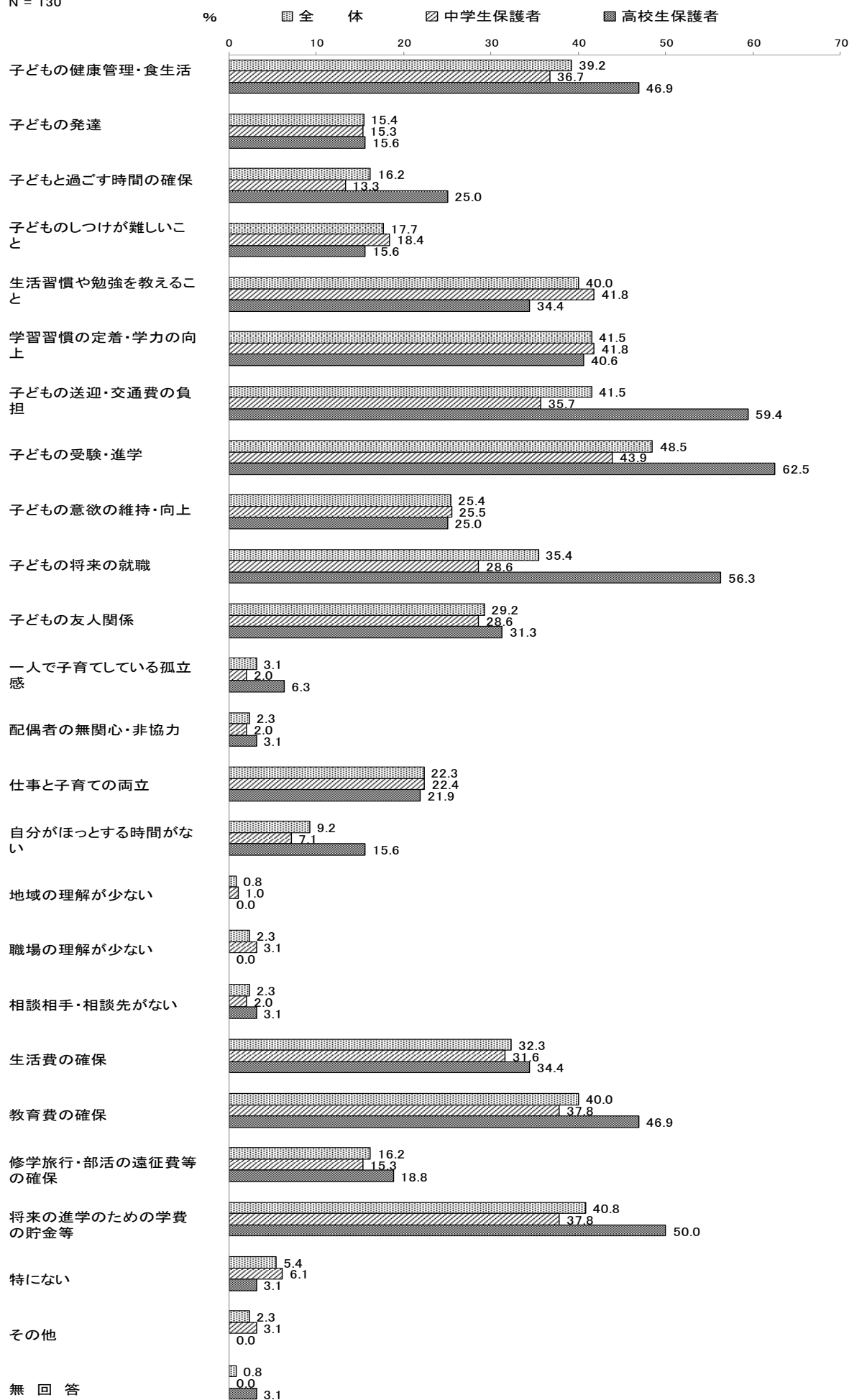
■子育てで大変なこと・悩み

子育てで大変なこと・悩みとして、「子どもの受験・進学」が48.5%と多く、「学習習慣の定着・学力の向上」と「子どもの送迎・交通費の負担」がともに41.5%、「将来の進学のための学費の貯金等」が40.8%、「生活習慣や勉強を教えること」と「教育費の確保」がともに40.0%となっています。



子育てで大変なこと・悩み[%・複数回答]

N = 130

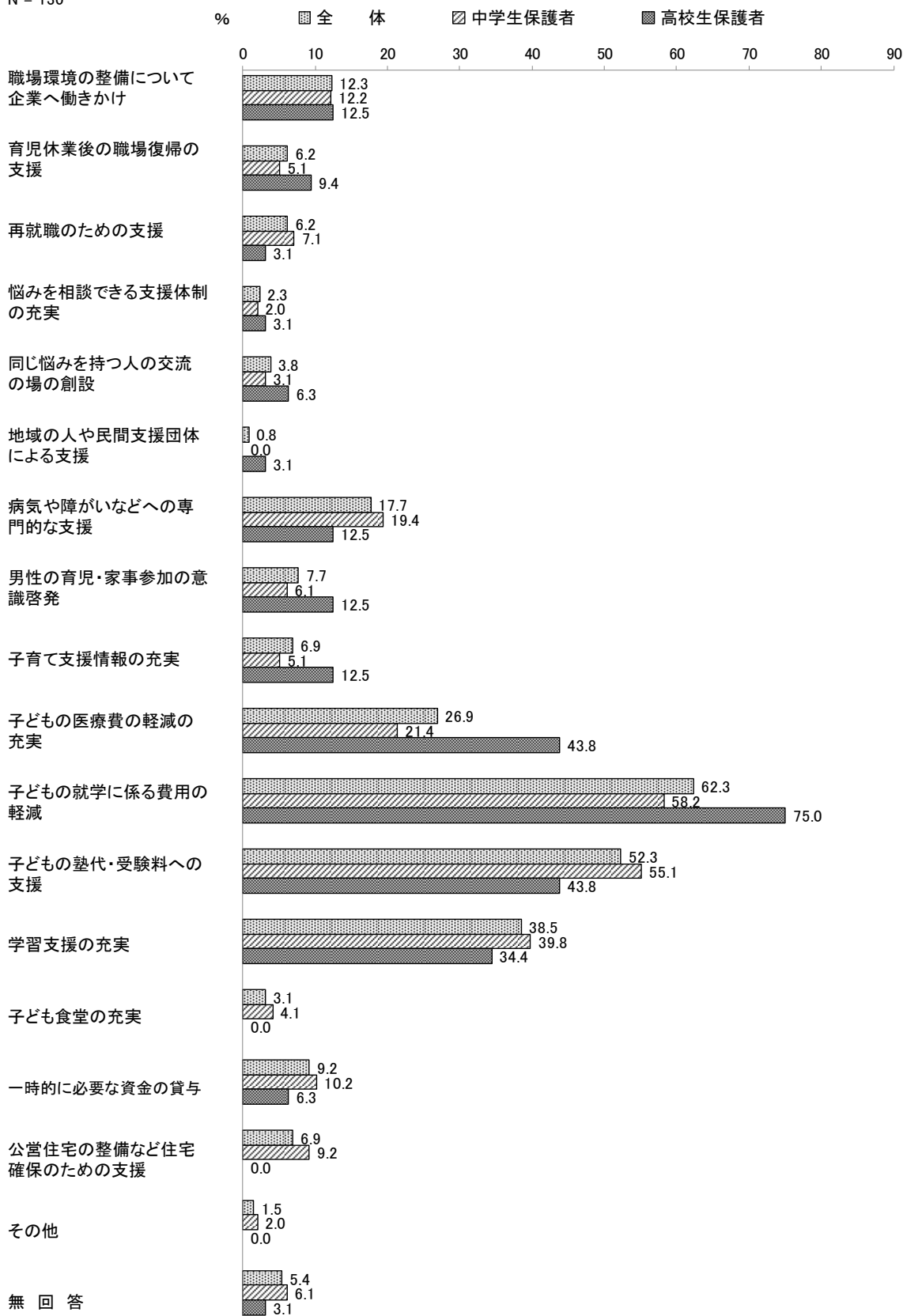


■充実を希望する子育て支援サービス

充実を希望するサービスとして、「子どもの就学に係る費用の軽減」が62.3%、「子どもの塾代・受験料への支援」が52.3%と多く、「学習支援の充実」が38.5%、「子どもの医療費の軽減の充実」が26.9%、「病気や障がいなどへの専門的な支援」が17.7%回答されています。

充実を希望する子育て支援サービス[%・複数回答]

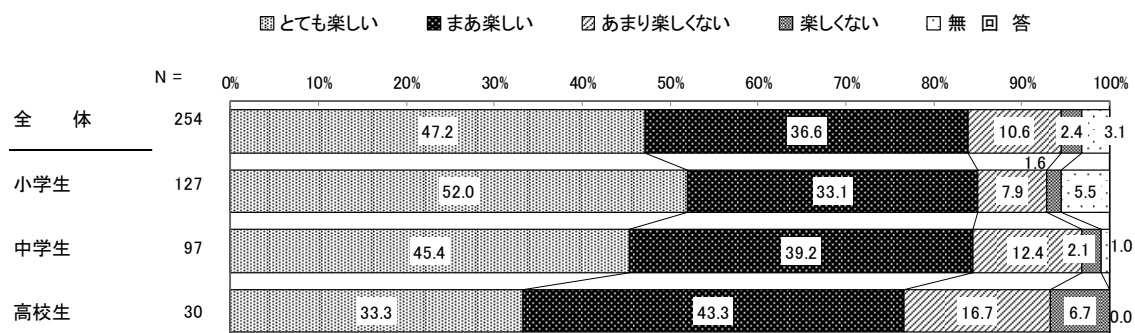
N = 130



■小中高生等の学校生活の状況

小中高校生本人では、学校生活が「とても楽しい」が47.2%と多く、「まあ楽しい」の36.6%と合わせて『楽しい』は83.8%、『楽しくない』（「あまり楽しくない」と「楽しくない」の計）が13.0%となっています。

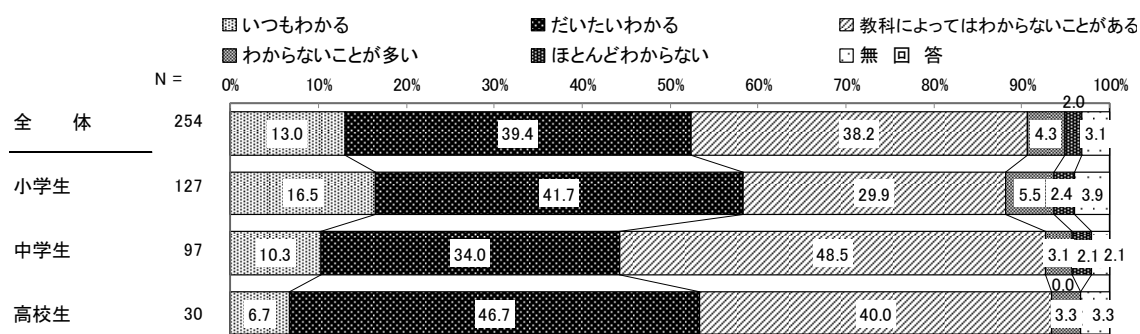
学校生活が楽しい[%]



学校の授業は、「だいたいわかる」が39.4%、「教科によってはわからないことがある」が38.2%と多く、「いつもわかる」が13.0%となっています。

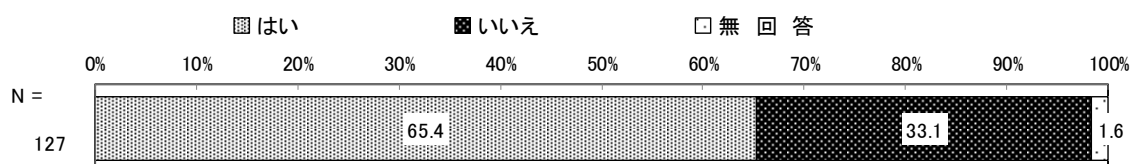
高校生で「だいたいわかる」が46.7%、中学生で「教科によってはわからないことがある」が48.5%となっています。

授業がわからないこと[%]



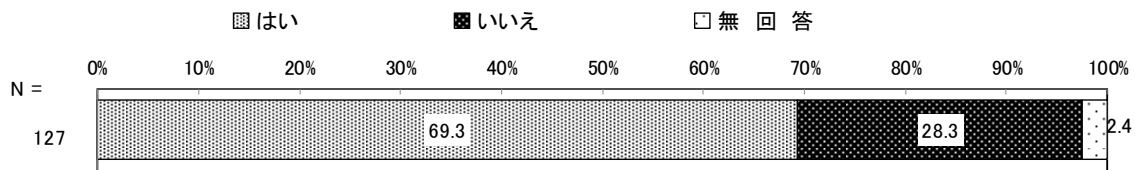
習いごとをしている小学生は65.4%となっています。

習いごと[%]

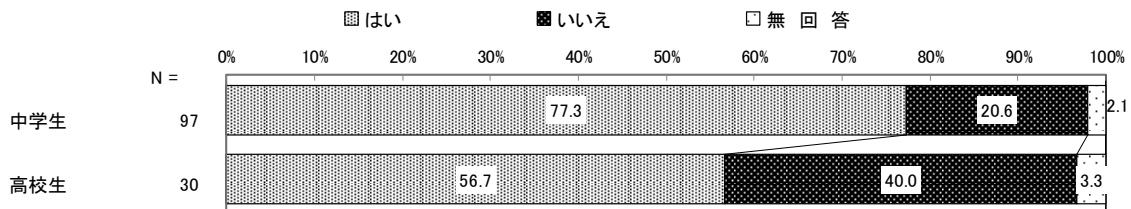


スポーツクラブ、クラブ活動に参加している小学生は69.3%、中学生は77.3%、高校生は56.7%となっています。

スポーツクラブ、クラブ活動の参加[%]



スポーツクラブ、文化クラブ・部活動の参加[%]

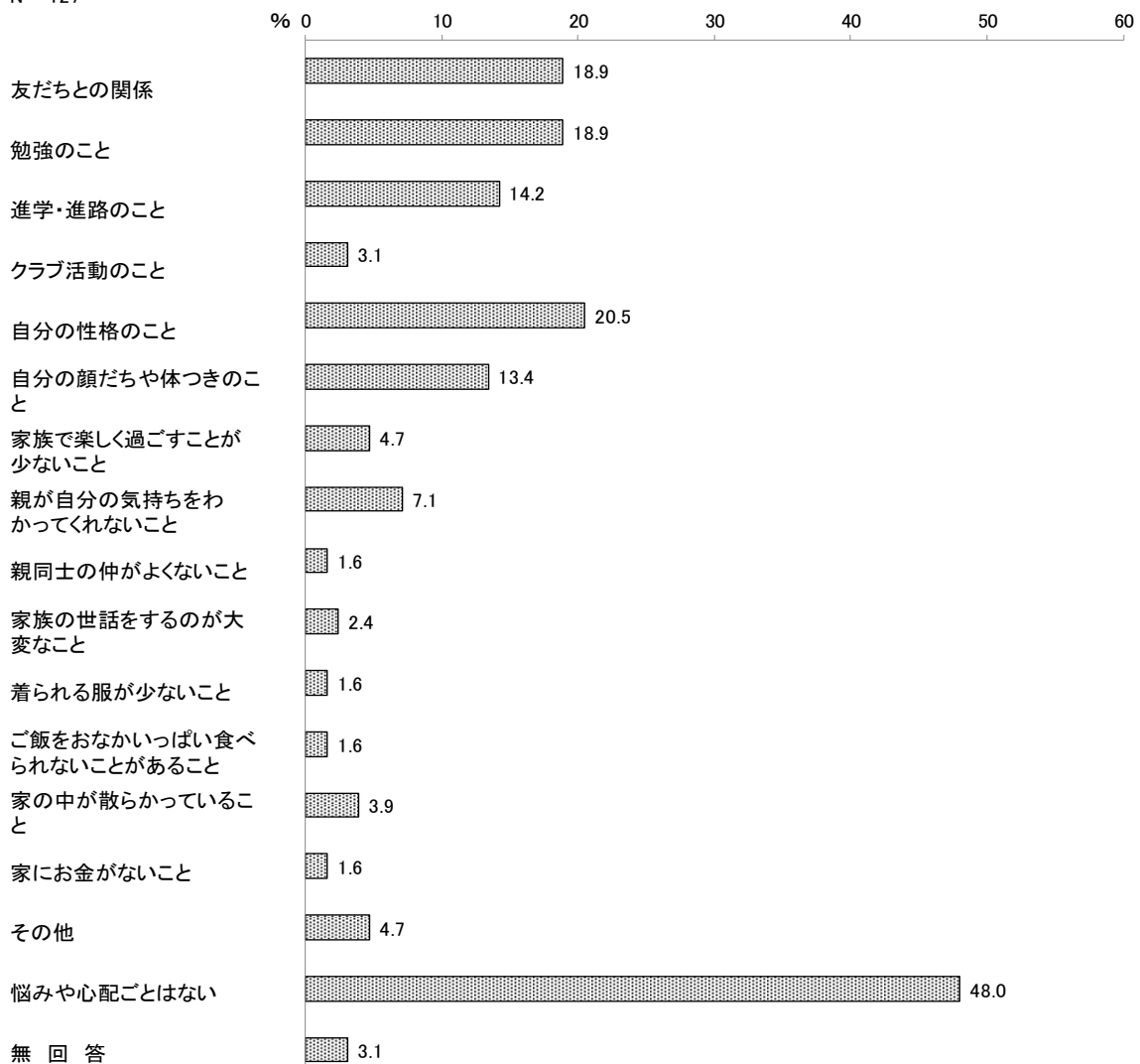


■小中高生等の悩み・心配ごと

小学生は、「悩みや心配ごとはない」が48.0%と多く、「自分の性格のこと」が20.5%、「友だちとの関係」と「勉強のこと」がともに18.9%、「進学・進路のこと」が14.2%、「自分の顔だちや体つきのこと」が13.4%となっています

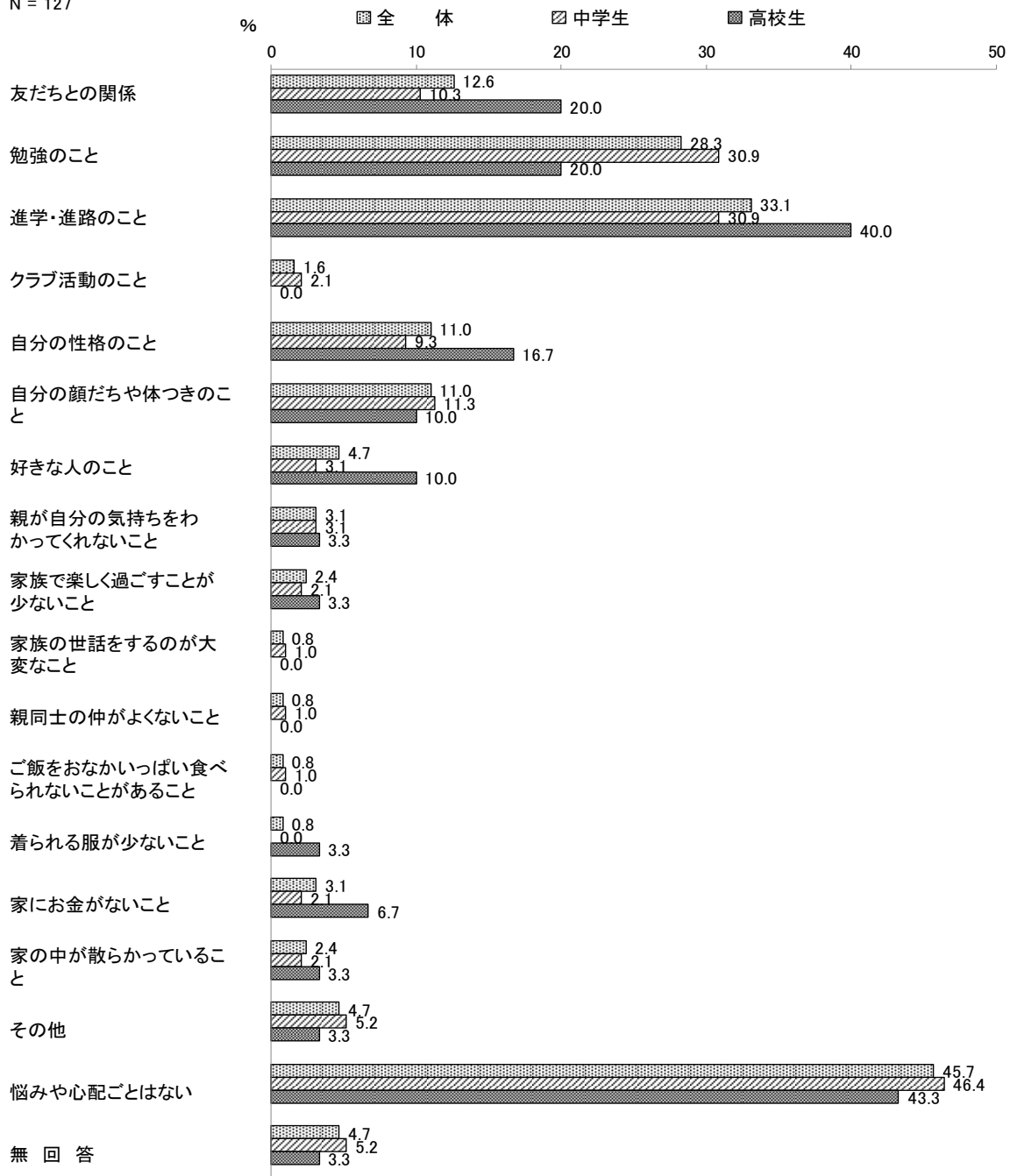
悩みや心配ごと[%・複数回答]

N = 127



中高生では、「悩みや心配ごとはない」が45.7%と多く、「進学・進路のこと」が33.1%、「勉強のこと」が28.3%、「友だちとの関係」が12.6%、「自分の性格のこと」と「自分の顔だちや体つきのこと」がともに11.0%となっています。

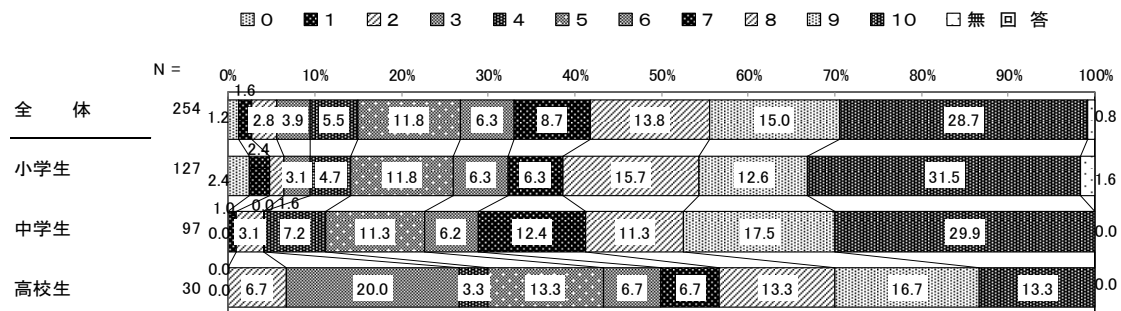
悩みや心配ごと[%・複数回答]
N = 127



■小中高生等の考えていること等

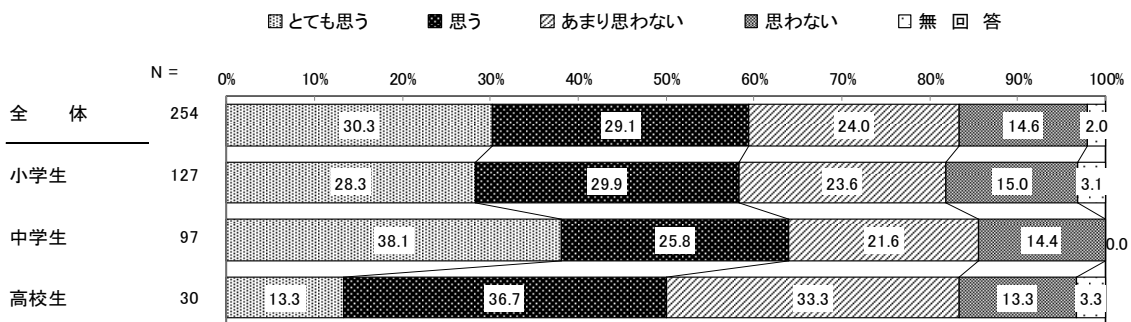
最近の生活の満足度は「10」が28.7%と多く、「9」が15.0%、「8」が13.8%、「5」が11.8%となっています。

最近の生活の満足度[%]



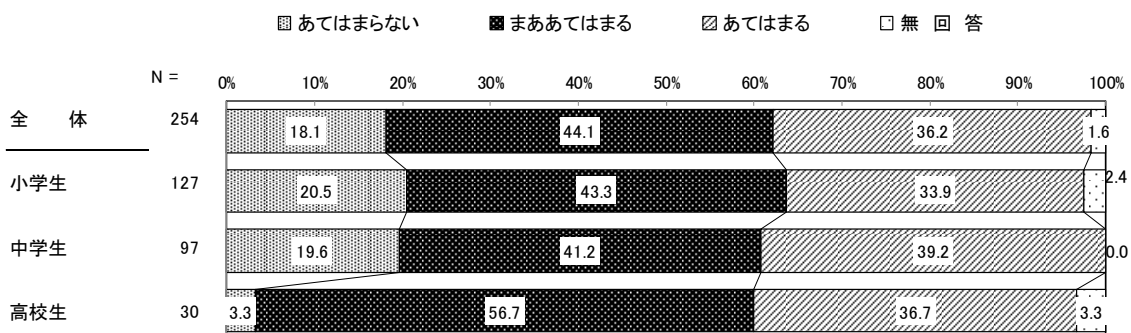
自分のことが好きだと「とても思う」が30.3%で、「思う」の29.1%と合わせて『思う』は59.4%、『思わない』が38.6%となっています。高校生は『思わない』は46.6%と多くみられます。

自分のことが好きだ[%]



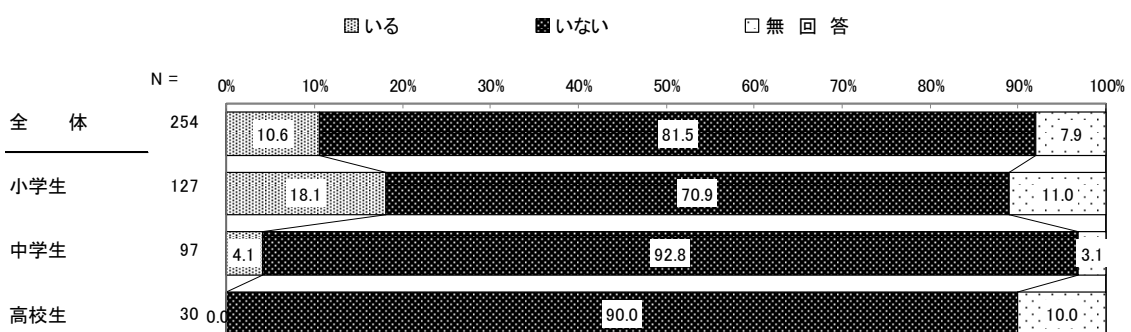
親や友だちに自分の意見を伝えているは「まああてはまる」が44.1%と多く、「あてはまる」が36.2%、「あてはまらない」が18.1%となっています。

親や友だちに自分の意見を伝えている[%]



家族の世話をしている人が「いる」と回答した人は10.6%となっています

お世話をしている家族[%]



6 課題の整理

課題1 こどもと子育て環境の変化の把握

こどものいる世帯数は減少していますが、親子だけの世帯の割合が同居世帯より多くなっており、ひとり親の家庭の割合も若干増えている状況が見受けられます。このようなことから、こどもと子育て家庭を取り巻く環境は変化し、様々な影響が懸念されており、家族の状況、保護者の働き方などを踏まえた施策が必要となっています。

子育て家庭の状況については、こどもの貧困解消対策の視点を踏まえて、食費、教育費などについても世帯の状況にあった支援が必要です。

また、こどもたちは、学校生活について「とても楽しい」や「まあ楽しい」が多く回答されていますが、高校生になるとやや少なくなっています。また、授業は「教科によってはわからないことがある」が中学生で48.5%、高校生で40.0%と中学生以上で増えており、学校が楽しいかと授業の理解度や学校生活と家庭での状況などを捉え、支援施策を検討していく必要があります。

こどもの自己肯定感については、「自分のことが好きだ」は、各学年で『思う』（「とても思う」と「思う」の計）が59.4%で、高校生になると大きく低下しています。親や友だちに自分の意見を伝えているは「まああてはまる」が44.1%と多く、「あてはまる」が36.2%、「あてはまらない」が18.1%で、「あてはまらない」は小中学生で多くみられます。自己肯定感を安定的に保持でき、人に自分の意見を伝えられる環境づくりとして、こどもの成長段階を捉えた体験活動などをさらに拡充していくことが重要となっています。

課題2 多様化する幼児教育・保育ニーズ、子育て支援ニーズへの対応

雇用情勢の変化等により子育て家庭の就労状況も変化しており、小学生以下の家庭では共働き夫婦家庭が多くなっています。中高生の母親では「正社員・正規職員・会社役員」が43.8%と多く、「パート・アルバイト等」が32.3%となっています。共働き夫婦と母親の就業率は高まっていくことが見込まれることから、家庭での育児の関わりや保育ニーズなどを検討していくことが重要です。

課題3 子育て環境の充実に向けた支援

子育てをする上での悩み、大変と感ずることでは、仕事と子育ての両立は就学前児童保護者で多く、こどもの年齢が上がると教育費や進学の大変さが増えており、こどもの成長段階を捉えて施策を推進することが重要となっています。あわせて、保護者の心の状況を踏まえた支援や生活の満足度を高めるための施策を検討していくことが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

村では、泉崎村に生まれ、育つ子どもたちが誇りを持って心豊かな人生を送り、保護者が「親としての自覚」を持ちながら愛情のある子育てができるよう支援していきます。さらに、村民をはじめ地域社会、事業者、行政など多様な主体が連携し、協働することで、子どもと大人がともに育ちあい、子どもの笑顔をみんなで応援する村を目指して、取組を進めていきます。

本計画においては、次の基本理念をもとに、各種施策に取り組んでいきます。

**ひとり一人のこどもの育ちと幸せを
地域ぐるみで応援する泉崎村**

2 基本視点

基本視点1 子ども・若者の育ちを支える視点（子ども・若者）

子どもや若者、子育て家庭のライフステージに切れ目なく対応し、良好な成育環境の確保を重視します。声を上げにくい状況にある子ども・若者に特に留意しつつ、子ども・若者の成長の後押しを基本とします。

基本視点2 子育てを支える視点（子育て世代）

保護者としての責任と自覚を持ち、子どもに向き合い、子育てができるように、子育て家庭の生活状況・子どもの成長段階等を踏まえた伴走型支援を基本とします。

基本視点3 地域全体で子ども・若者と子育て家庭を見守る視点（地域）

子ども・若者、子育て家庭のことを地域が理解し、関心と関わりを持ち、子ども・若者、子育て家庭を見守り、地域で孤立しないように支援する視点を持って施策を推進します。

3 基本目標

基本理念の実現を目指して、本計画では事業領域ごとに下記の3つを基本目標として施策を推進します。

基本目標1：こども育成支援の充実

地域全体でこども・若者の権利に関する認識を深め、こども・若者が健やかに成長できるよう、保健及び教育環境についてこどもの成長段階に寄り添い支援する体制を拡充するとともに、こどもたちの体験による学びを支援し、こどもが安心できる居場所づくりを進めます。

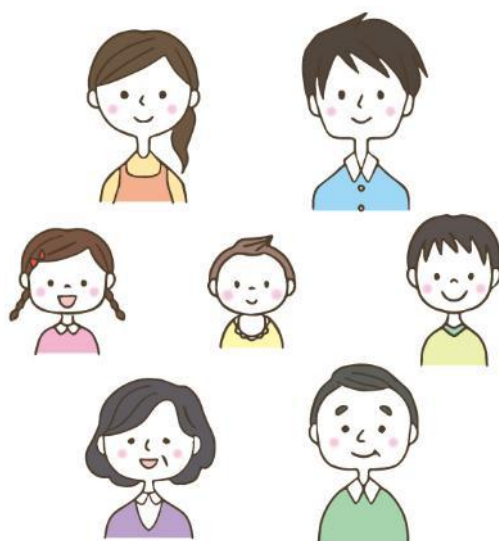
基本目標2：地域ぐるみで子育てを支える体制の充実

妊娠・出産・子育てのそれぞれの段階を安心して過ごせるよう、妊娠早期から寄り添い、親子の健康づくりを支援する成育環境の充実を図ります。

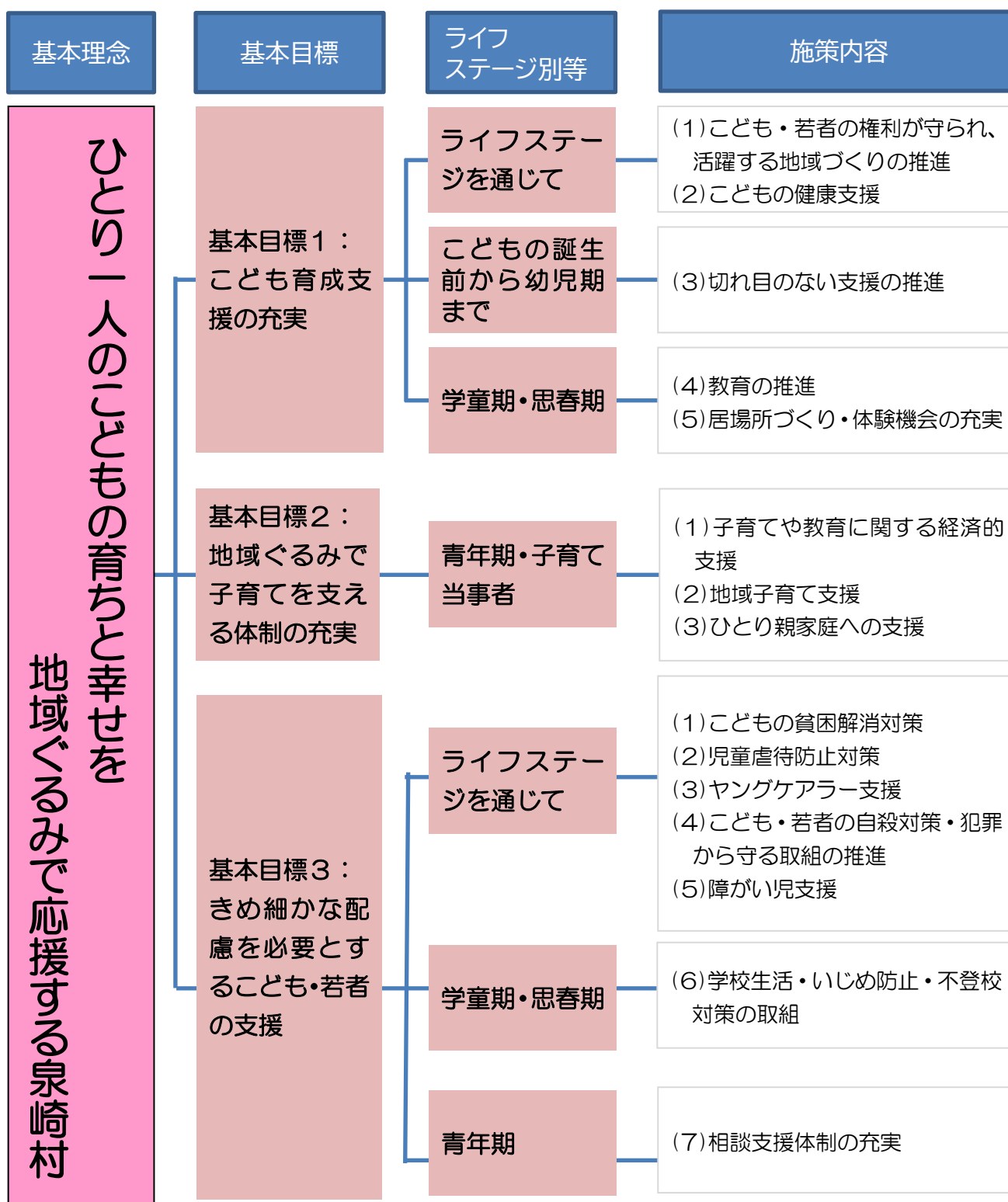
また、家庭での子育てを安全・安心に過ごせる環境づくりや、仕事と子育ての両立に向けた支援を推進します。

基本目標3：きめ細かな配慮を必要とするこども・若者の支援

障がい、疾病、虐待、家族の状況などにより支援の必要があるこどもとその家族や、学校生活や社会生活で困難を抱えているこどもが地域で孤立しないように、支援体制の充実を図ります。



4 施策体系



第4章 基本計画

基本目標1：こども育成支援の充実

ライフステージを通じて

(1) こども・若者の権利が守られ、活躍する地域づくりの推進

■現状と課題

こどもが自身の考えや意見をありのままに伝えられる権利を有することを自覚できる健全な社会づくりが求められています。

心と身体の発達の過程にあるこども・若者の人権を尊重するとともに、こども・若者がよりよく成長する権利を有することを改めて広く周知していく必要があります。

■施策の方向

こども・若者が権利の主体であることを広く周知します。

こどもの権利を守るという意識を社会に浸透させるため、人権に対する理解を深め、人権尊重の意識を高める人権啓発活動を行います。

■具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
1	こども・若者の権利についての周知・啓発	こども・若者の権利について、関心と理解が深まるように、ホームページ等を活用し「こども基本法」について広く周知・啓発を行います。	教育委員会
2	子ども議会の開催	小中学生を対象に、こどもの主体性を育み、また、意見をむらづくりに反映させる目的で子ども議회를毎年開催します。	教育委員会
3	相談できる場所の開設	学校や地域など、様々な場において、こどもや保護者の様々な悩みや不安を相談できる仕組みづくりを行います。	教育委員会

子ども議会



(2) こどもの健康支援

■現状と課題

全てのこどもが健やかに健康に育つ環境の実現を目指し、医療、保健、教育、福祉などの各分野において相互連携を図りつつ、横断的な視点での取組の推進が必要です。

■施策の方向

こども・若者の健康増進に努め、健康や食に関する正しい知識を啓発し、豊かな人間性を育むことができるように支援します。

発育に対しても、助産師などの有識者により、正しい知識をこどもたちに伝え、教育します。

■具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
1	こどもの健康支援の推進	学校保健委員会における実態の把握及び健康推進に向けた取組事業の計画を作成します。	教育委員会
2	給食センター管理栄養士の指導	幼小中学校における「食の指導」を毎年1回以上開催します。	教育委員会
3	新設給食センターとの交流事業	令和9年度より、建替え後の給食センターを活用し、食育教育を開催します。 栄養バランスを考えた食の推進「村朝食をつくろうキャンペーン」を行います。	教育委員会
4	食育の推進	家族の健康を考え、おいしく楽しい食事を推進するために、「わが家のアイデア料理コンクール」を開催します。	保健福祉課
5	思春期保健の推進	小中学校において、助産師等による思春期健康教育を毎年実施します。	こども支援課

わが家のアイデア料理コンクール



(3) 切れ目のない支援の推進

■現状と課題

妊娠期から子育て中の多くの保護者・養育者が様々な不安を抱えている中で、安心して妊娠・出産・子育てができる環境であるために、また、子育て家庭の不安や負担の軽減を図るために、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制づくりが重要です。

■施策の方向

安心して、妊娠・出産・子育て期を迎えられるよう、横断的に連携し、切れ目ない支援の充実を図ります。

妊産婦に健康増進や経済的支援の取組など、産前産後の支援の充実を図ります。

■具体的な取組

①経済的支援

No.	事業名	事業内容	担当課
1	妊産婦健康診査	妊娠、出産後の母体の健康状態を診査するため、妊娠中15回、産後2回分の受診票を母子健康手帳交付時に配付します。また、里帰り出産など県外で妊産婦健康診査を受ける場合の費用も助成します。	こども支援課
2	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	住民税非課税世帯等の妊婦に対して、初回産科受診料を上限 10,000 円まで助成します。	こども支援課
3	妊婦にやさしい遠方出産支援助成事業	遠方の分娩施設(出産を扱う病院や診療所、助産所)で出産する妊婦に、出産時の交通費や宿泊費の一部を助成します。	こども支援課
4	不妊治療費助成事業	こどもを希望する夫婦がこどもを持てるよう、不妊治療を行う夫婦の経済的負担を軽減するため、保険適用外となる不妊治療費と不妊症検査費用の一部を助成します。	こども支援課
5	未熟児養育医療給付	身体の発育が未熟なまま出生し、入院養育を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受けた場合に、その治療に要する医療費や食事療養費等の費用を給付します。	こども支援課
6	新生児聴覚検査	聴覚障がい早期発見、早期療育を図るため、検査にかかる費用について公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減を図ります。	こども支援課
7	こども医療費助成	出生から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までが対象です。保険診療に係る医療費や入院時食事療養費を助成します。	こども支援課

No.	事業名	事業内容	担当課
8	妊婦のための支援給付事業	1回目：妊婦支援給付認定後（妊娠届出後）に5万円を支給します。 2回目：胎児の数の届出後（出産予定日の8週間前の日以降）に「5万円×胎児の数」で給付金を支給します。	こども支援課
9	児童手当	高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給されます。（令和6年10月改正、9月までは中学校卒業まで）	こども支援課
10	1か月児健康診査支援事業	心身の発育発達の把握と異常の早期発見・早期治療に努め、今後の生活・育児について支援するため、1か月児健康診査の費用を助成します。	こども支援課

②相談体制

No.	事業名	事業内容	担当課
1	こども家庭センター	令和7年4月から「こども家庭センター」を設置します。保健師、社会福祉士等の専門職を配置し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもたちへ一体的に相談支援を行います。また、児童福祉と母子保健の一体的な運営を実施し、関係機関と連携を図りながら、実情に応じた切れ目のない支援につなげます。	こども支援課
2	乳幼児発達相談会（4町村合同）	発育・発達に経過観察を要する児に対して専門的な検査・診察等を実施し、疾病や障がいの早期発見・早期支援のため、発達相談会を開催します。	こども支援課
3	医療的ケア児支援事業	しらかわ地域圏域において、医療、福祉、教育など必要な支援について総合的に調整する「医療的等コーディネーター」を配置し、地域の医療的ケアが必要なこども（医療的ケア児）の把握及び、本人、家族の双方を見据えた支援を行います。	保健福祉課 こども支援課
4	妊産婦訪問指導	妊娠・出産・育児に不安のある妊産婦等の家庭を訪問し、保健師、助産師等が様々な相談に応じます。	こども支援課

③妊娠・出産・子育て期の支援

No.	事業名	事業内容	担当課
1	母子健康手帳の交付	妊娠、出産、こどもの成長記録として活用できるよう、妊娠届出時に母子健康手帳を交付します。交付時に母子健康手帳及び妊婦健康診査受診票の使い方の説明、母子健康事業の紹介、妊娠中の生活について指導します。	こども支援課
2	母子手帳アプリ 母子モ	アプリをダウンロードすることにより、こどもの成長記録や予防接種管理ができ、健診のお知らせ等、地域の情報を取得できます。	こども支援課
3	こども医療費助成【再掲】	出生から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までが対象です。保険診療に係る医療費や入院時食事療養費を助成します。	こども支援課

③妊娠・出産・子育て期の支援

No.	事業名	事業内容	担当課
4	低出生体重児の届出	体重が2,500グラム未満の乳児(低体重児)を出生した場合、母子保健法に基づき、保護者による「低体重出生届」の提出が必要です。生活環境や病気の予防などの配慮が必要となるため、個々の状況に応じた必要な支援を行います。	こども支援課
5	乳児全戸訪問(こんにちは赤ちゃん訪問)事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行います。	こども支援課
6	乳幼児健康診査	乳幼児の健康保持、増進及び病気の早期発見のために、4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象とした健康診査及び、3～5か月、6～8か月、1歳児、2歳児健康相談を行います。 健診未受診児に対しては、電話・文書・訪問により受診を勧めます。	こども支援課
7	乳幼児家庭訪問	育児不安がある親や各種健康診査、相談後に継続支援が必要な乳幼児に対し、定期的に訪問指導を行います。乳幼児健診未受診時の親等に対して健診の必要性を説明し、受診につなげます。	こども支援課
8	予防接種事業	感染の恐れがある疾病の発生及びまん延予防などを目的に、乳幼児や児童生徒を対象に予防接種を実施します。 定期予防接種に加え、おたふくかぜ、インフルエンザ(生後6か月～中学3年生、妊婦)、妊娠を希望する方やその夫を対象に風しん予防接種の費用を助成します。	保健福祉課
9	口腔の健康管理	フッ化物歯面塗布やフッ化物洗口事業の実施、さらに歯科衛生士による講話などにより、口腔の健康管理に対する理解を深め、実践につなげます。	こども支援課
10	産後ケア事業	産後ケアを必要とする産後1年以内の母子に対し、産後ケアサービス(宿泊ケア・日帰りケア・訪問ケア)を提供することにより、産後のお母さんの疲労回復や、育児に関する様々な不安の悩み解消に努めます。	こども支援課
11	養育支援訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業実施後に、継続的な支援が必要な家庭に訪問し、相談、助言、指導を行います。	こども支援課
12	育児支援事業	育児不安の強い方、養育面で心配な方などに対して育児に関する情報提供や育児相談、教室の開催、栄養士による栄養相談などを行い、母親が孤立して育児不安に陥らないよう支援します。	こども支援課

③妊娠・出産・子育て期の支援

No.	事業名	事業内容	担当課
13	なかよしクラブ	子育てを楽しめる環境づくりを促進するため、未就学児及びその保護者が気軽に集い交流する育児クラブを月1回程度行います。	こども支援課
14	すくすく教室（4町村合同）	心身に発達の遅れのある児及び発達経過観察が必要と思われる児と保護者に対し、発達支援教室を開催します。	こども支援課

④地域医療の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
1	救急医療の充実	小児平日夜間救急医療事業や休日救急医療当番医制事業等を継続し、救急医療体制の充実を図ります。	保健福祉課
2	休日当番医の情報提供	年間予定表や広報紙、ホームページ等を活用して情報提供を行います。	保健福祉課
3	心の相談	心の悩みを抱えている方又はその家族の方に、心理士による相談会を実施します。	こども支援課 保健福祉課

なかよしクラブ



(4) 教育の推進

■現状と課題

幼児が生活する環境は、近年大きく変わってきており、少子化による核家族の増加によって、近所の子どもたちが集まって学ぶ姿が減り、メディア（スマートフォンゲーム）などの普及により屋内でのひとり遊びが増えました。一方で、教育環境の現状は少子化の影響により減少傾向にあり、空き教室がある状況です。しかしながら、保護者の就労等の増加により、児童クラブや幼稚園の預かり保育の利用割合は、年々増加しています。このような状況の改善策の一つとして、幼保一元化などの検討が必要となっています。

■施策の方向

一人ひとりの発達段階に応じた教育の充実により、基本的な生活習慣、態度を育て、健全な心身の基礎を養うようにします。

■具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
1	アプローチカリキュラムの実践	教育の中に教育的価値を含ませながら、自ら興味・関心を持って環境に取り組み、試行錯誤をしながら、環境へのふさわしい関わり方を身に付けて行くことを意図した教育を実践します。	幼稚園
2	架け橋プログラムの実践	架け橋プログラムでは、義務教育の開始前後にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮した上で、全てのこどもに学びや生活の基盤を育む教育を実践します。	幼稚園
3	こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）	保護者の就労状況や理由を問わず、0歳から2歳の未就園児を保育施設等において時間単位で預かります。	こども支援課
4	保育所・幼稚園相互連携	入園体験を行うほか、入園児についての情報交換会を実施します。	幼稚園 保育所

情報交換会



(5) 居場所づくり・体験機会の充実

■現状と課題

こども・若者が、安全で安心して過ごせる居場所を創出し、地域とのつながりを育むとともに、地域や行政などが連携し、多様な子育てを支えていく地域社会の構築が求められています。その実現に向け、こども・若者が健やかに成長し、保護者がこどもを育てる喜びを実感できる環境をつくっていく必要があります。

■施策の方向

児童館やこども体験活動などの事業の推進を通じて、こどもたちが多様な取組の中から経験・学びを得ることができ、豊かな人格形成につながるよう努めます。

また、同年齢・異年齢のこども・若者同士との関わりの中で成長することができるよう、こども・若者同士が遊び、育ち、語り、学び合えるような様々な居場所づくりを目指します。

■具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
1	放課後児童クラブ	こどもたちの居心地のよい場を提供し、定期的に開催する各種イベントで児童の交流・体験の機会を充実させます。	児童館
2	ALT 講師による英語であそぼう開催	幼児期から英語と触れ合う機会を目的に月4回程度、英語遊びを開催します。	幼稚園
3	村立図書館の活用	読書習慣の拡大を進め、館内のフリースペースを有効活用し、地域のコミュニティの場としても活用できるよう推進します。	生涯学習係
4	体験活動の充実	・キッズサッカー体験(幼稚園) ・キッズ英会話教室(公民館) ・クリスマス子ども会(公民館) ・異文化体験(ブリティッシュヒルズ) ・読み聞かせ体験(小学校) ・放課後こども教室(公民館) ・烏峠自然観察会(幼・小) ・キャリア教育(職場体験) ・盆踊り	幼稚園 公民館 教育委員会
5	不登校児童生徒の居場所の整備	スペシャルサポートルーム(仮称)の整備と運用を目指します。	教育委員会
6	ユースプレイス自立支援事業	ひきこもりやニートなど、他者とのコミュニケーションが苦手であったり、就労への意識が低かったりと、社会生活を営む上で困難を抱える若者(概ね15～39歳)に対し、関係市町村と共同で、社会と個人をつなぐ居場所(ユースプレイス)を提供し就労や進学など社会的な自立に向けた各種プログラムを行います。	保健福祉課 こども支援課

異文化体験



烏峠自然観察会



キャリア教育(職場体験)



基本目標2：地域ぐるみで子育てを支える体制の充実

青年期・子育て当事者

(1) 子育てや教育に関する経済的支援

■現状と課題

非正規雇用の拡大などの全国的な社会情勢を背景として、子育て世代が経済的な課題を抱えるケースが多くなっています。そのため、経済的な事情を理由に出産を控える人も多くなっており、今後の少子化対策に向けても、子育て世代に対して金銭的負担の軽減を図っていく必要があります。村では、養育者の負担軽減を図るために様々な支援策を拡充しています。

■施策の方向

子育て家庭において、家庭に占める子育ての負担が過重にならないよう、国の制度適用に加えて、村独自の支援を強化・拡充し、必要な経済的支援措置を講じます。

■具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
1	幼児教育・保育の無償化	国の実施する幼児教育・保育の無償化に加え、村独自の制度として第2子以降の0歳～2歳までの保育料を減免します。	こども支援課
2	給食費無料	幼稚園から中学生まで給食費が無料となります。	教育委員会
3	家庭保育支援事業	保育所を利用せず、家庭で保育している3歳までの第2子以降のこどもがいる世帯に一人あたり5千円を支給します。	こども支援課
4	出産祝金贈呈事業	第1子10万円、第2子20万円、第3子30万円、第4子40万円、第5子以降50万円を出産祝金として贈呈します。	こども支援課
5	新入園・新入学祝品贈呈事業	新幼稚園児 通園用かばん 新小学生 ランドセル 新中学生 通学用かばん・ヘルメット	教育委員会
6	英語・数学・漢字検定料助成事業	各種、検定受講料を全額助成します。	教育委員会
7	中学校放課後学習支援事業	学力向上を目的に、塾講師による英語・数学の放課後学習を実施します。	教育委員会
8	要保護・準要保護児童生徒就学援助	就学援助認定世帯に対し、学用品・新入学用品・通学用品・校外活動費・修学旅行費を支給します。	教育委員会
9	特別支援教育就学奨励	特別支援学級の児童生徒、就学のための必要な経費の一部を支給します。	教育委員会
10	育英基金	経済的な理由で就学が困難である村出身の生徒又は学生に対して奨学資金を貸与します。	教育委員会
11	結婚新生活支援事業	夫婦ともに39歳以下の新婚世帯を対象に、住居費、引越費用を補助します。(夫婦ともに29歳以下は60万円、39歳以下は30万円)	こども支援課

(2) 地域子育て支援

■現状と課題

核家族化の進行と共働きの増加により、地域住民との交流が希薄化しているといわれており、地域におけるこどもや子育て家庭とのより一層の関わりが求められます。

地域でこどもや子育て家庭を支援し、その育ちを支えるという意識を高めるとともに、シニア世代や子育て経験者などの自主的な組織や多様な団体・個人を支援していくことが重要です。

■施策の方向

こども・若者及び子育て家庭が地域との関わりの中で健やかに育つことができるよう、地域ボランティアと連携を図りながら、地域で子育てを支援する取組を推進します。

■具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
1	ホームスタート事業(家庭訪問型子育て支援事業)	未就学児がいる家庭に、研修を受けた子育て経験者が家庭を訪問し、傾聴、協働により、家事や育児をサポートします。	こども支援課
2	病児保育事業	白河厚生総合病院敷地内にある白河市及び西白河郡の町村が広域で運営する「しらかわ病児保育室」で、病気やけがの児童(病児)及び回復期にある児童(病後児)を、看護師・保育士などの専門職員が預かります。	こども支援課

しらかわ病児保育室



(3) ひとり親家庭への支援

■現状と課題

ひとり親家庭は、保護者が仕事と子育ての両方の負担を一人で担わなければならないため、収入、時間、こどもの養育などの面で様々な困難を抱える場合があるため、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援に適切に取り組む必要があります。

こどものいる世帯の構成を国勢調査でみると、ひとり親と子どもの世帯割合は平成27年と令和2年では9～10%となっており、6歳未満のこどものいる世帯より18歳未満のこどものいる世帯の方が増えています。

■施策の方向

ひとり親家庭が抱える様々な課題やニーズに対応するため、経済的支援及び就業支援のほか、相談支援を行います。

■具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
1	児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない児童(18歳に達した日以降最初の3月31日までの間にある児童又は20歳未満で障がいのある児童)を監護する母又は監護し生計を同じくする父、母又は父に代わって児童を養育する者に対して支給されます。	こども支援課
2	ひとり親家庭医療費助成	18歳未満の児童がいるひとり親家庭及び父母のない児童に対し医療費の一部(同一受診月毎に1つの世帯の自己負担額を合算して1,000円を超えた場合に、その超えた金額)を助成します。	こども支援課
3	JR 通勤定期(鉄道)割引制度	児童扶養手当の支給を受けている世帯は、通常定期乗車券の割引購入制度(割引率3割)が利用できます。	こども支援課



基本目標3：きめ細かな配慮を必要とするこども・若者の支援

ライフステージを通じて

(1) こどもの貧困解消対策

■現状と課題

貧困の状況にある家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応した支援を進めることにより貧困の解消・貧困の連鎖の防止に取り組むことが重要です。

■施策の方向

生活の安定に資するための生活支援、教育の支援、保護者・養育者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援について、関係機関と連携しながら様々な支援を行い、こども・若者や子育て家庭が地域で孤立しないよう施策を推進します。

全てのこども・若者が家庭の経済状況に関わらず、能力や可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢や希望に向かって挑戦できるよう支援します。

■具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
1	学習支援・生活支援の推進	生活困窮世帯等の小中学生、高校生に学習支援・生活支援事業を実施します。	教育委員会
2	保護者の就労支援	保護者の状況に応じて、自立に向けた就労支援に努めます。	産業経済課



(2) 児童虐待防止対策

■現状と課題

全国的に深刻な児童虐待事件が続発するなど、児童虐待に対する社会の関心が高まっています。背景の一つとして、核家族化の増加により地域のつながりが希薄化となり子育て家庭の孤立が考えられます。

社会的養護を必要とする全てのこどもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、関係機関と連携した取組が必要です。

■施策の方向

養育支援を必要とする家庭を早期に発見し、児童虐待の発生予防を行うとともに、虐待の早期発見、早期対応を推進するため、虐待の恐れがあるケースなど、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるように関係機関と連携を強化し、密接に情報提供できるように努めます。

■具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
1	こども家庭センター 【再掲】	令和7年4月から「こども家庭センター」を設置します。保健師、社会福祉士等の専門職を配置し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもたちへ一体的に相談支援を行います。また、児童福祉と母子保健の一体的な運営を実施し、関係機関と連携を図りながら、実情に応じた切れ目のない支援につなげます。	こども支援課
2	要保護児童対策地域協議会	保護・支援を要する児童について、必要な支援をします。支援方針については要保護児童対策地域協議会の中で関係機関を交え協議を行います。	こども支援課
3	児童虐待の早期発見と 早期対応の推進	各関係機関に加え、こども自身へ児童虐待の理解を深めるために、周知・啓発を行います。 相談方法・相談窓口を周知するとともに、来所しやすい環境づくり、こども自ら声をあげることができる機会づくりを行います。	こども支援課



(3) ヤングケアラー支援

■現状と課題

ヤングケアラーとは、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを行っている、こどもや若者のことであり、本人や周囲の認識・理解不足により、負担が過度であることに気づかれず、問題が長期化することもあります。このようなことから、こどもも大人もヤングケアラーについての理解を深め、適切な支援につなげる必要があります。

■施策の方向

ヤングケアラーの周知啓発に努め、福祉、介護、医療、保健、教育をはじめとした関係機関が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。

■具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
1	ヤングケアラーの相談支援	各小中学校や関係機関と連携し、早期発見、状況把握に努め、必要に応じて速やかに適切な関係機関へつなげます。 こども自身や周囲の大人がヤングケアラーへの理解を深めるために周知啓発を行います。	こども支援課
2	ヤングケアラーの実態調査と対応	実態調査等にて把握した結果をもとに、各関係機関と情報共有を行うとともに、具体的な支援について調査を行います。	こども支援課



(4) こども・若者の自殺対策・犯罪から守る取組の推進

■現状と課題

こども・若者は進学や就職などのライフスタイルの変化が他の世代に比べて大きく、それに伴うストレスを受けやすい環境にあります。また、特にこどもは家庭環境による虐待、貧困、学校でのいじめや不登校などの問題により自殺リスクが高まることがあります。また、犯罪から守る取組の推進については、県南地方においても登下校の際に、不審者による声かけの事案が発生していることから、こどもたちが安心して通学ができるような、地域全体で連携した見守り体制の強化が必要です。

■施策の方向

- ・ こども・若者の自殺予防に資する相談支援と情報発信
- ・ 児童・生徒等に対する学校等でのサポート推進
- ・ こども・若者の個別の生きづらさに対応した支援
- ・ こどもの見守り体制の強化

■具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
1	心の相談【再掲】	心の悩みを抱えている方又はその家族の方に、心理士による相談会を実施します。	こども支援課 保健福祉課
2	若年の自殺予防の啓発	相談窓口の周知を図るとともに、SOS の出し方教育を推進します。	保健福祉課 教育委員会
3	インターネット対策の推進	情報モラルの向上を図るとともに、保護者の見守る力とこどもたちの情報リテラシーの向上を図ります。	教育委員会
4	見守り隊・スクラム応援隊の活動	こどもを犯罪などの被害から守るためにも、地域全体でこどもの見守りや声掛けを積極的に行います。	教育委員会

見守り隊



(5) 障がい児支援

■現状と課題

障がいのあるこども一人ひとりの個性と能力を適切に伸ばしていくためには、ライフステージごとに切れ目のない支援を充実していく必要があります。

■施策の方向

障がいのあるこどもなど、特別な支援が必要なこどもの健全な発達、身近な地域での安定した生活を支援するため、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図ります。

■具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
1	乳幼児発達相談会(4町村合同)【再掲】	発育・発達に経過観察を要する児に対して専門的な検査・診察等を実施し、疾病や障がいの早期発見・早期支援のため、発達相談会を開催します。	こども支援課
2	すくすく教室(4町村合同)【再掲】	心身に発達の遅れのある児及び発達経過観察が必要と思われる児と保護者に対し、発達支援教室を開催します。	こども支援課
3	児童発達支援	療育指導が必要と判断された障がいのあるこどもを対象に、日常生活における基本的な動作を習得し、集団生活に適応できるよう、障がいのあるこどもの身体及び精神の状況や環境に応じた適切な訓練を行います。	保健福祉課 こども支援課
4	放課後等デイサービス	就学中の障がいのあるこどもに対して、授業の終了後又は学校の休業日において、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。	保健福祉課 こども支援課
5	障がい児相談支援	障がい児通所支援、障がい福祉サービスを利用する障がいのあるこどもを対象に、障がい児支援利用計画を作成するとともに、一人ひとりの抱える課題を適切に解決するために障がい児相談支援を提供します。	保健福祉課 こども支援課
6	就学前障がい児の発達支援無償化	子育て世帯を応援するため、3～5歳の障がい児が利用する児童発達支援等のサービスについて、利用者負担の無償化を継続して実施します。	保健福祉課 こども支援課
7	特別児童扶養手当	身体又は精神に中度又は重度の障がいがある20歳未満の児童を監護している父又は母等に支給されます。	こども支援課
8	障がい児福祉手当	20歳未満で障がいがある重度のため日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅の方に支給します。	保健福祉課 こども支援課

No.	事業名	事業内容	担当課
9	自立支援医療（育成医療）の助成	18歳未満の身体障がいのある児童で、障がいを除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して、生活の能力を得るための育成医療費を助成します。	保健福祉課 こども支援課
10	補装具費の支給	身体に障がいのある児童が、将来社会人として自活するための育成を助長するために、身体機能を補完・代替する補装具の交付と修理を行います。	保健福祉課 こども支援課
11	難聴児補聴器購入費等助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の言語習得、教育等における健全な発達の支援及びコミュニケーションの向上を推進するために、補聴器購入費等の一部を助成します。	こども支援課
12	地域生活支援事業	移動支援事業：単独で外出困難な障がい児の余暇活動や社会参加のための移動支援を提供します。 日中一時支援事業：見守りが必要な児童の預かりを行う日中一時支援を提供します。 日常生活用具給付事業：障がい児の日常生活がより円滑に行われるよう、日常生活用具の給付を行います。	保健福祉課 こども支援課



(6) 学校生活・いじめ防止・不登校対策の取組

■現状と課題

こどもの心身に深刻な影響を及ぼすいじめ問題は、深刻化・複雑化しており、青少年を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

■施策の方向

いじめ防止対策推進法や、いじめ防止基本方針の内容について周知を図るとともに、いじめ防止への取組を徹底するための研修の充実、未然防止や早期発見・対応につながる取組を行います。また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの学校派遣や各種関係機関との連携、協力により相談体制を強化するとともに、定期的にいじめ対策委員会を実施し情報共有に努めます。

■具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
1	教育カウンセリング事業の充実	いじめや不登校を解決するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置します。 いじめや不登校に関する相談に対応し、課題解決に連携して取り組みます。	教育委員会
2	いじめ等防止対策委員会の開催	いじめ未然防止・早期発見・早期対応を目的に対策委員会を定期的開催します。	教育委員会
3	心の相談【再掲】	心の悩みを抱えている方又はその家族の方に、心理士による相談会を実施します。	こども支援課 保健福祉課



(7) 相談支援体制の充実

■現状と課題

こども・若者の成長段階には様々な課題や悩みがあり、その課題に取り組むことで成長できるものもありますが、こども・若者が声をあげにくい状況や相談しにくいこども・若者の状況を踏まえた、こども・若者が暮らしに関する相談のできる場所が身近なところに確保できていない状況がありました。

■施策の方向

ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えている若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。

■具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
1	こども家庭センター【再掲】	令和7年4月から「こども家庭センター」を設置します。保健師、社会福祉士等の専門職を配置し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもたちへ一体的に相談支援を行います。また、児童福祉と母子保健の一体的な運営を実施し、関係機関と連携を図りながら、実情に応じた切れ目のない支援につなげます。	こども支援課
2	ユースプレイス自立支援事業【再掲】	ひきこもりやニートなど、他者とのコミュニケーションが苦手であったり、就労への意識が低かったりと、社会生活を営む上で困難を抱える若者(概ね15～39歳)に対し、関係市町村と共同で、社会と個人をつなぐ居場所(ユースプレイス)を提供し就労や進学など社会的な自立に向けた各種プログラムを行います。	保健福祉課 こども支援課



第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 基本方針

(1) 子ども・子育て支援事業の概要

子ども・子育て支援制度による事業は、大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分かれます。本章では、これらの事業の需要量の見込みや、その確保の方策について定めます。

子ども・子育て支援制度の下では、保護者の申請を受けた市区町村が、未就学児童・小学生の年齢や保育の必要性の状況を鑑みて、次の3区分にそれぞれ認定し、教育・保育を提供することとなります。

認定区分	児童年齢	認定内容	利用できる施設	利用時間
1号認定	満3歳以上	教育標準時間認定 (教育を希望する場合)	幼稚園又は 認定こども園	4時間
2号認定	満3歳以上	保育認定 (保育の必要な事由に該当し、保育 所等での保育を希望する場合)	保育所又は 認定こども園	8～11 時間
3号認定	0～2歳	保育認定 (保育の必要な事由に該当し、保育 所等での保育を希望する場合)	保育所又は 認定こども園	8～11 時間

(2) 教育・保育の提供区域の設定

市町村は子ども・子育て支援法に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、計画に記載する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業において「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定することとしています。

泉崎村では、村内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保対策

施設型給付とは、認可保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付を指します。保育所、認定こども園、幼稚園は「教育・保育施設」といわれ、市町村が確認を行った施設を「特定教育・保育施設」と呼びます。

また、地域型保育給付に該当するサービスは、これまでの無認可保育施設、事業所内保育施設や保育ママ、ベビー・シッター等が該当し、村が認可して0～2歳の3号認定者を対象に実施します。

施設型給付

施設区分	内容	年齢	利用できる保護者
幼稚園	・小学校以降の教育の基礎をつくるための、幼児期の教育を行う施設	3～5歳	・制限なし
保育所	・就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わって「保育する施設」	0～5歳	・共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者
認定こども園	・幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設	0～5歳	・保護者の就労状況に関わりなく、全てのこどもが教育・保育を一緒に受ける ・保護者の就労状況が変わっても継続して利用可能 (注)0～2歳児については、保育所と同じ要件となります。

地域型保育給付

事業名	対象児童年齢	事業の内容
小規模保育	0～2歳	・少人数(6～19人)を対象に、家庭に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
家庭的保育	0～2歳	・保育者の居宅など、家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象に、きめ細かな保育を行います(保育ママなど)。
居宅訪問型保育	0～2歳	・個別のケアが必要な場合(障がい・疾患など)や、保育等の施設がない地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅に保育士が訪問し、保育を行います(ベビー・シッター)。
事業所内保育	0～2歳	・会社や事業所の保育施設などで、従業員のこどもと地域のこどもを一緒に保育します。

(1) 施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認可保育所」「幼稚園」「認定こども園」等の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。施設型給付は、「満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付」と「満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付」の2つの給付構成が基本となっています。

①幼稚園

■現状

(単位:人)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼
見込み量	142		129		135		130		127	
合 計	142		129		135		130		127	
実 績	141		143		129		126		135	

※令和6年度の実績は、12月末現在の数値

■見込み量

(単位:人)

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼
見込み量	123		113		108		105		107	
供給量	130		130		130		130		130	

■計画期間の確保方策

幼稚園通園者数は見込み量を上回る年があるものの、減少傾向にあります。幼稚園の預かり保育の利用状況及び利用意向を踏まえて提供体制を確保します。

②保育所

■現状

(単位:人)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	満3歳未満	3～5歳	満3歳未満	3～5歳	満3歳未満	3～5歳	満3歳未満	3～5歳	満3歳未満	3～5歳
見込み量	69	49	69	48	69	49	69	48	69	48
合計	118		117		118		117		117	
実績	66		66		61		61		58	

※令和6年度の実績は、12月末現在の数値

■見込み量

(単位:人)

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳
見込み量	6	50	0	6	50	0	6	50	0	6	50	0	6	50	0
合計	56			56			56			56			56		
供給量	10	50	0	10	50	0	10	50	0	10	50	0	10	50	0
合計	60			60			60			60			60		

■計画期間の確保方策

保育園利用者は微減していますが、0～2歳の3号認定者の利用率は高まっています。年度当初の4月時点で、年度途中に育児休業を明ける利用希望者などにも対応できる体制となるように見込みました。今後は、利用希望の相談に対応しながら、保育内容の質の向上に対応できる体制を確保します。また、保育士定着支援の取組により、保育体制の確保に努めます。

(2) 地域型保育給付

現在実施していませんが、新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

①小規模保育施設

保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれています。

②家庭的保育

保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれています。

③居宅訪問型保育

ベビー・シッター等の「居宅訪問型保育」に該当します。保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれています。

④事業所内保育

会社の事業所の保育施設などで、従業員のこどもと地域のこどもを一緒に保育します。保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれています。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保対策

地域子ども・子育て支援事業とは、地域の子ども・子育て家庭を対象とする事業で、市町村が地域の実情に応じて実施するものです。新規に導入された事業を加え、19の事業があります。

(1) 利用者支援事業

こどもや保護者の身近な場所等で、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の利用などについて、情報の集約と提供を行い、こどもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じる事業です。また、それらの人々に必要な情報の提供や助言を行い、関係機関との連絡や調整等を行います。

■現状

村内1箇所で開催しています。

(単位:実施箇所数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	1	1	1	1	1
実績	1	1	1	1	1

※令和6年度の実績は、12月末現在の数値

■見込み量

(単位:実施箇所数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	1	1	1	1	1
供給量	1	1	1	1	1

■計画期間の確保方策

引き続き、現在の体制で相談支援等を行います。

(2) 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)

公共施設や保育所などの身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談などを行う事業です。

■現状

村独自の事業として実施しています。

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	なかよし クラブ	すくすく 教室	なかよし クラブ	すくすく 教室	なかよし クラブ	すくすく 教室	なかよし クラブ	すくすく 教室
見込み量	150	17	150	17	150	17	150	17
見込み量 合 計	167		167		167		167	
実績	132		79		93		85	

■見込み量

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	なかよし クラブ	すくすく 教室	なかよし クラブ	すくすく 教室	なかよし クラブ	すくすく 教室	なかよし クラブ	すくすく 教室	なかよし クラブ	すくすく 教室
見込み量	70	20	70	20	70	20	70	20	70	20
見込み量 合 計	90		90		90		90		90	
実績	90		90		90		90		90	

(3) 一時預かり事業

保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により、一時的に家庭での保育が困難な場合に、週3日を限度に保育所に預けることができる事業です。

■現状

保育園での未就園児の一時保育事業と、幼稚園在園児が利用する緊急保育、幼稚園の預かり保育の3事業が一時預かり事業に該当します。本村では幼稚園の預かり保育の利用が大半となっています。

(単位:年延人日)

在園児対象の 急な預かり	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量(人数)	85	90	90	90	90
実績(人数)	0	0	109	23	0

※令和6年度の実績は、12月末現在の数値

(単位:年延人日)

在園児の預かり 保育	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児(人数)	84	100	96	78	97

■見込み量(預かり保育)

(単位:年延人日)

在園児対象の 急な預かり	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	10	10	10	10	10
供給量	10	10	10	10	10

(単位:年延人日)

在園児の預かり 保育	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000
供給量	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000

■計画期間の確保方策

幼稚園在園児の預かり保育と急な利用を見込み、提供体制を確保します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行います。また、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るものです。

■現状

生後4か月までの乳児のいる家庭に、保健師等が訪問し、育児やこどもの発育の状況等を把握し、母子保健事業などの情報提供をはじめ、必要に応じて相談や指導に対応しています。全員に訪問しており、実績は見込み量を下回っています。

(単位: 年人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	39	39	39	39	39
実績	29	30	28	25	21

※令和6年度の実績は、12月末現在の数値

■見込み量

(単位: 年人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	26	26	26	26	26
供給量	26	26	26	26	26

※0歳児数

■計画期間の確保方策

0歳児数から見込み、継続して着実に実施し、支援やフォローが必要な場合は連携した対応に努めます。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士などがその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な養育の実施を確保することを目的とした事業です。

「養育支援が特に必要」とする家庭とは、例えば「若年の妊婦、妊婦健康診査未受診者、育児ストレスや産後うつ状態等になっている養育者、虐待のおそれやそのリスクがある家庭など」があげられます。

■現状

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対しての不安や孤立感等を抱える家庭など、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施しています。

令和2年度に利用があり、適切な対応に努めてきました。

(単位: 年人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	10	10	10	10	10
実績	5	0	0	0	0

※令和6年度の実績は、12月末現在の数値

■見込み量

(単位: 年人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	10	10	10	10	10
供給量	10	10	10	10	10

(6) 子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター事業）

育児の援助を受けたい人（利用会員）と育児の援助を行いたい人（援助会員）が会員となり、地域の中で子育てを助け合う相互援助活動です。

現在実施していませんが、近隣市町村の動向を踏まえ、村民のニーズ等を把握しながら今後の事業実施に向けて検討します。

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

「ショートステイ」は、保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設又は乳児院においてこどもを一定期間（原則7日間）預かる事業です。

「トワイライトステイ」は、保護者が仕事やその他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設においてこどもを預かる事業です。

現在実施していませんが、近隣市町村の動向を踏まえ、村民のニーズ等を把握しながら今後の事業実施に向けて検討します。

(8) 時間外保育事業（延長保育事業）

通常の保育時間（11時間）を超えて、さらに延長して保育を行う事業です。

現在、11時間を超える延長保育は実施していないため、利用は見込みませんが、子育て家庭のニーズの把握に努めます。

(9) 病児・病後児保育事業

病気やけがの児童（病児）及び回復期にある児童（病後児）を、専門の保育室で看護師・保育士などの専門職員により預かるサービスです。

■現状

平成31年4月から白河厚生総合病院敷地内に、白河市及び西白河郡の町村が広域で運営する「しらかわ病児保育室」を開設し、事業を実施しています。

■見込み量

(単位: 年延人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(人数)	5	5	5	5	5
供給量(人数)	5	5	5	5	5

■計画期間の確保方策

共働き家庭等が増えていることなどから、圏域内施設の利用を見込みます。

(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

仕事などで日中保護者が家庭にいない、小学校児童を対象に、授業終了後などに預かり、適切な遊びや生活の場を提供します。

■現状

全学年を対象に、2箇所ですぐ午後6時30分まで放課後児童クラブを開設しています。第2期計画では130人程度を見込み、提供体制を確保して実施してきましたが、利用者は160人を超えています。

実施状況

名 称	開設場所	定員(人)
泉崎第一児童クラブ	泉崎第一小学校	120
泉崎第二児童クラブ	泉崎村児童館	80

(単位: 実人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	134	130	130	130	130
実績	165	173	161	163	163

※令和6年度の実績は、12月末現在の数値

■見込み量

(単位:実人数/実施箇所数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(実人数)	小1	33	33	32	31	30
	小2	35	37	37	35	34
	小3	20	23	23	23	23
	小4	38	33	33	33	33
	小5	9	9	9	10	10
	小6	16	10	10	11	11
	合計	151	145	144	143	141
供給量(実人数)		151	145	144	143	141
供給量(実施箇所数)		1	1	1	1	1

■計画期間の確保策

年度中に利用人数に変動があることや、長期休業中の利用希望などの現状と利用希望を踏まえて、毎年度140人以上の供給体制を確保し、必要な人が利用できるように実施します。

(11) 妊産婦健康診査事業

妊娠中の母親の健康状態や、胎児の発育状況などを定期的に確認する妊婦健診にかかる費用の一部を、公費で負担します。

■現状

母子健康手帳の交付時に妊産婦健康診査受診券(15回分)を交付しています。

(単位:年延人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	430	430	430	430	430
実績	352	244	316	301	235

※令和6年度の実績は、12月末現在の数値 0歳児数×15回分

■見込み量

(単位:年延人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	300	300	300	300	300
供給量	300	300	300	300	300

※0歳児数×15回分

■計画期間の確保方策

連携して実施し、適切な受診を勧奨します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得に応じて、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入費を公費で助成します。

■見込み量

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	日用品・ 文房具等	副食費	日用品・ 文房具等	副食費	日用品・ 文房具等	副食費	日用品・ 文房具等	副食費	日用品・ 文房具等	副食費
見込み量	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

■計画期間の確保方策

希望がある場合の実施に取り組みます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業者の多様な能力を活用した特定教育・保育施設の設置又は運営を促進するための事業です。

■計画期間の確保方策

参入希望の事業者がある場合の実施に取り組みます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

要支援児童・要保護児童及びその保護者、特定妊婦等（支援を要するヤングケアラー含む）を対象に訪問支援員が訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行います。

現在実施していませんが、村民のニーズ等を把握しながら今後の事業実施に向けて検討します。

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに、保健師・社会福祉士等の専門職が児童や保護者への相談等を行います。

現在実施していませんが、村民のニーズ等を把握しながら今後の事業実施に向けて検討します。

(16) 親子関係形成支援事業

要支援児童・要保護児童及びその保護者等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とした子どもの発達状況等に応じた支援を行う事業です。

現在実施していませんが、利用希望者がいた場合は、県の事業を紹介します。

(17) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊娠・出産・子育てに関する情報や相談窓口をわかりやすく提供し、先を見越した子育てを行えるように支援を行う事業です。

■見込み量

(単位:年延人回)

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	こども 家庭セ ンター	左記以 外で業 務以外	こども 家庭セ ンター	左記以 外で業 務以外	こども 家庭セ ンター	左記以 外で業 務以外	こども 家庭セ ンター	左記以 外で業 務以外	こども 家庭セ ンター	左記以 外で業 務以外
見込み量	52	0	52	0	52	0	52	0	52	0
供給量	52		52		52		52		52	

■計画期間の確保方策

妊娠期の相談実績等から利用を見込み、的確な対応を図ります。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

1か月あたり10時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用可能な通園制度です。令和8年度より開始されます。

■見込み量

(単位:年延人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	5	5	5	5	5
供給量	5	5	5	5	5

■計画期間の確保方策

令和8年度から本格実施となりますが、令和7年度からの実施を計画し、未就園児の人数から利用ニーズを把握して利用を見込み、提供体制を確保します。

(19) 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。施設でサポートを受ける日帰り型と宿泊型、そして自宅で受ける訪問型があります。

■見込み量

(単位:年人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	2	2	2	2	2
供給量	2	2	2	2	2

4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

【子ども・子育て支援法第61条第2項第3号関係】

質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策、幼保小連携の取組の推進、幼保小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組みの連携に関することを記載することが求められています。

村としては、低年齢児の教育・保育体制、放課後のこどもの居場所などの充実を目指します。

① 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

就学前の乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であり、生活環境も人も大きく成長する上で非常に重要な意味を持っていることから、教育・保育については、基本的な生活習慣や豊かな情操教育の場として重要な役割を果たしています。

このことから、質の高い幼児期の教育・保育の充実を図るため、さらなる教育・保育環境の整備と指導体制の充実を図ります。

また、地域子ども・子育て支援事業についても、家庭で子育てをしている親子を含めた全ての家庭を対象に、こどもの成長に応じた子育て支援策の充実や安心してこどもを産み、育てることのできる子育て環境の整備を進めていきます。

② 地域で教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者との連携

地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者への情報提供や連携を図ります。

③ 幼稚園・保育園と小学校との連携の推進方策

幼児期の教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組の推進については、それぞれが幼児期から児童期への発達の流れを理解し、互いの教育内容や指導方法の違い・共通点について理解を深める必要があります。定期的・継続的に関係者の共通理解を図るため、幼稚園・保育園と小学校との連携を推進します。

特に、障がいのあるこどもや配慮の必要なこどもが必要な支援や合理的配慮など、切れ目なく支援を受けることができるよう、連携を図ります。

第6章 計画の推進

1 推進方策

計画の推進にあたっては、村民の理解と協力が重要であるため、村ホームページや広報誌を活用して、こどもと子育てに関する啓発と計画の周知に努めます。

本計画を着実に推進していくためには、全庁的な取組・連携が必要であることから、計画の進捗状況を把握し、必要に応じ計画内容の見直しなどを含めた検討を行います。

2 進捗管理体制

本計画に定めた各種事業は、毎年度その進捗状況を点検・評価し、「泉崎村こども施策審議会」に報告し、見直し等の協議を行います。



こども施策を着実に推進するため、進捗を管理する指標を設定し、施策の点検とあわせて管理指標を点検しながら推進します。

■進捗管理指標

	令和6年度	令和 11 年度
自分のことが好きだと思うこどもの割合 (とても思う・思うの計)	小学校高学年 58.2% 中学生 63.9% 高校生等 50.0%	65%以上 65%以上 55%以上
こども自身の生活の満足度(10段階)	8以上 小学校高学年 59.8% 中学生 58.7% 高校生等 43.3%	8以上 65%以上 65%以上 50%以上
就学前・小学生保護者の子育て施策 に対する満足度	平均 3.07	3.5 以上
中高生の保護者の生活の満足度(10段階)	8以上 30.7%	35%以上
村に住み続けたい、戻ってきたいと思う高校生等	令和6年度調査では 回答なし	検討中

資料編

1 泉崎村こども施策審議会条例

(設置)

第1条 こども基本法（令和4年法律第77号）第5条及び第13条第3項の規定によりこども施策を策定し、及び実施するために必要な事項を協議及び審議するため、泉崎村こども施策審議会（以下「こども施策審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 こども施策審議会は、次に掲げる事項について処理する。

- (1) こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整に関すること。
- (2) こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画（次号において「市町村こども計画」という。）に関すること。
- (3) 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第9条第2項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども政策に関する事項を定めるものに関すること。ただし、こども基本法第10条第5項の規定により、これらと一体のものとして市町村こども計画を作成する場合に限る。

2 前項に規定するもののほか、こども施策審議会は、村長の諮問に応じ、本村におけるこども施策に関する施策について調査審議を行うものとする。

(組織)

第3条 こども施策審議会は、委員15人以内で組織する。

- (1) 村内に居住する保護者
- (2) 福祉、教育等に関する活動を行う団体の推薦を受けた者
- (3) こども施策に関する事業に従事する者
- (4) こども施策に関し学識経験のある者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める者

2 委員の委嘱期間は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 こども施策審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、こども施策審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 こども施策審議会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、泉崎村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年条例第2号)の定めるところによる。

(庶務)

第7条 こども施策審議会の庶務は、こども支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、こども施策審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条に規定する庶務については、令和7年3月31日までは、教育委員会とする。

2 泉崎村こども施策審議会委員名簿

任期：令和7年1月15日～令和9年1月14日

	所 属	氏 名
1	泉崎村児童館（館長）	佐 川 哲 子
2	泉崎村保育所（所長）	大 野 由美子
3	泉崎村幼稚園（園長）	箭 内 貞 男
4	泉崎村幼稚園（PTA 会長）	本 柳 翔 之
5	泉崎第一小学校（校長）	吉 田 衛
6	泉崎第一小学校（保護者）	中 山 香 織
7	泉崎第二小学校（校長）	笹 山 美紀子
8	泉崎第二小学校（PTA 会長）	○木野内 靖
9	泉崎中学校（校長）	◎小 林 敏 史
10	泉崎中学校（PTA 会長）	本 柳 貴 司

◎：委員長 ○：副委員長

3 策定経過

	内容
令和6年2月16日～ 3月1日	子ども・子育て実態調査実施
令和6年7月9日～ 7月22日	子育て家庭と子どもの生活状況等アンケート調査実施
令和7年1月15日	第1回泉崎村こども施策審議会 ・ 泉崎村こども計画策定及び進捗状況について ・ 今後のスケジュールについて
令和7年2月14日	第2回泉崎村こども施策審議会 ・ 泉崎村こども計画案について ・ 計画案に対する意見
令和7年3月19日	第3回泉崎村こども施策審議会 ・ 泉崎村こども計画案について ・ 計画案に対する意見

泉崎村 こども計画
〔令和7年度～令和11年度〕

発行日:令和7年3月

発行:泉 崎 村

編集:教育委員会教育課

〒969-0196

福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸 145 番地

電話 0248-53-1533(直通)



泉 崎 村